

○進入管制区を指定する告示

(昭和五十年十月六日)

(運輸省告示第四百六十四号)

改正	昭和五一年	三月三〇日	運輸省告示	第 一六〇号
	同 五一年	四月三〇日	同	第 二一九号
	同 五二年	二月一四日	同	第 九七号
	同 五二年	六月 七日	同	第 二九七号
	同 五二年	六月 八日	同	第 三〇一号
	同 五三年	三月 八日	同	第 一三一号
	同 五三年	三月二五日	同	第 一五八号
	同 五三年	三月二九日	同	第 一七五号
	同 五三年一〇月	四日	同	第 四九六号
	同 五三年十一月	二日	同	第 五六二号
	同 五四年十一月	一七日	同	第 六四三号
	同 五五年	一月三〇日	同	第 五八号
	同 五五年一〇月	一八日	同	第 四九八号
	同 五六年	一月二二日	同	第 四三号
	同 五六年	四月二三日	同	第 二〇七号
	同 五六年	八月 六日	同	第 三六〇号
	同 五八年	三月一七日	同	第 一一一号
	同 五八年一二月	二二日	同	第 六四九号
	同 五九年	二月一六日	同	第 九六号
	同 五九年	四月一二日	同	第 一九一号
	同 五九年	五月一〇日	同	第 二五二号
	同 五九年	六月 七日	同	第 三二二号
	同 五九年十一月	二二日	同	第 六〇四号
	同 六一年	一月一六日	同	第 一八号
	同 六一年	四月 一日	同	第 一四九号
	同 六一年	六月 五日	同	第 二六五号
	同 六一年	七月三一日	同	第 三四六号
	同 六一年十一月	二〇日	同	第 五三〇号

同 六二年 二月一二日同	第 八八号
同 六二年 六月二二日同	第 三四七号
同 六二年一〇月二二日同	第 五三七号
同 六三年 二月一五日同	第 八七号
同 六三年一二月一五日同	第 五八八号
平成 元年 六月二九日同	第 三五五号
同 元年一〇月一九日同	第 五七四号
同 元年十一月一六日同	第 六四〇号
同 二年 三月 八日同	第 一三二号
同 二年一二月一三日同	第 六二一号
同 三年 三月 七日同	第 一二九号
同 三年 九月一九日同	第 四八二号
同 四年 三月 五日同	第 一二六号
同 四年十一月一二日同	第 六〇〇号
同 五年 二月 四日同	第 九二号
同 五年 九月一六日同	第 五四九号
同 五年十一月一日同	第 六六五号
同 六年 二月 三日同	第 八五号
同 六年 四月二八日同	第 二九九号
同 六年 六月二三日同	第 四一二号
同 六年一二月 八日同	第 七八〇号
同 七年 四月二七日同	第 二七九号
同 八年 二月二九日同	第 九三号
同 八年一〇月 九日同	第 五九三号
同 一〇年 二月二六日同	第 六八号
同 一〇年 六月一八日同	第 三〇八号
同 一〇年 七月一六日同	第 三六六号
同 一〇年一〇月 八日同	第 五一六号
同 一二年 二月二四日同	第 三五号
同 一二年 四月二〇日同	第 二一一号
同 一二年一〇月 五日同	第 三三〇号

同 一三年 七月一二日国土交通省告示第一一九三号	
同 一三年十一月 一日同	第一六一九号
同 一四年 二月二一日同	第 九五号
同 一四年 四月 一日同	第 二八五号
同 一五年 四月一七日同	第 四三五号
同 一五年 八月 七日同	第一一五五号
同 一五年 九月 四日同	第一二六五号
同 一五年一〇月 二日同	第一三三九号
同 一五年一〇月三〇日同	第一四二五号
同 一五年一二月二五日同	第一六三二号
同 一六年 四月一五日同	第 四七三号
同 一六年 四月一五日同	第 四七四号
同 一六年十一月二五日同	第一四五六号
同 一七年一二月二二日同	第一四五二号
同 一八年 二月一六日同	第 二六五号
同 一八年 八月三一日同	第一〇四九号
同 一八年一二月二一日同	第一五一九号
同 一九年 五月一〇日同	第 五三四号
同 一九年 八月三〇日同	第一一五四号
同 一九年一〇月二五日同	第一四四〇号
同 二〇年 二月一四日同	第 一四一号
同 二〇年 八月二八日同	第一〇二五号
同 二〇年一〇月二三日同	第一二七六号
同 二〇年一二月一八日同	第一四八四号
同 二一年十一月一九日同	第一二二一号
同 二二年 三月三〇日同	第 二五八号
同 二二年 五月 六日同	第 四八九号
同 二二年 九月二二日同	第一〇五七号
同 二三年 二月一〇日同	第 一五〇号
同 二三年 五月 二日同	第 四四六号
同 二三年 六月 二日同	第 五八五号

同 二三年 六月 二日同	第 五八六号
同 二三年 六月三〇日同	第 七〇四号
同 二三年 八月二五日同	第 八五八号
同 二三年十一月一七日同	第一一八九号
同 二四年 一月一二日同	第 三八号
同 二四年 五月 二日同	第 五三一号
同 二四年 九月二〇日同	第一〇三四号
同 二五年 二月 七日同	第 一一九号
同 二五年 六月二七日同	第 六五九号
同 二五年十二月一二日同	第一一九八号
同 二六年 一月 九日同	第 一九号
同 二六年 五月二九日同	第 六二〇号
同 二七年 二月 五日同	第 二一五号
同 二八年 二月 四日同	第 二八六号
同 二九年 二月 二日同	第 七二号
同 二九年 九月一四日同	第 八三二号
同 二九年十二月 七日同	第一一四二号
令和 元年 五月二三日同	第 五七号
同 元年 八月一五日同	第 三六〇号
同 二年 一月三〇日同	第 四六号
同 二年一〇月 八日同	第一二六九号
同 二年十一月 五日同	第一三五一号
同 三年 八月一二日同	第一一三七号
同 三年一〇月 七日同	第一三〇九号
同 四年十一月 二日同	第一〇九八号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条第三項第四号の規定に基づき、進入管制区を指定する告示を次のように定め、昭和五十年十月十日から適用する。

進入管制区を指定する告示

進入管制区は、航空交通管制区のうち次の表に掲げる空域とする。

名称	空域
札幌進入管	1 次に掲げる区域の直上空域で高度2,150m以下のもの

制区	イ 札幌VOR (N43° 10′ E141° 18′) を中心とする半径74kmの円内の区域のうちN43° 36′ 24″ E141° 59′ 58″ の地点とN43° 26′ 08″ E142° 08′ 35″ の地点を結ぶ直線の東側にあるもの ロ N43° 36′ 24″ E141° 59′ 58″ の地点、N43° 22′ 00″ E141° 59′ 58″ の地点、N43° 26′ 08″ E142° 08′ 35″ の地点及びN43° 36′ 24″ E141° 59′ 58″ の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域 2 次に掲げる区域の直上空域で高度2,450m以下のもの イ 札幌VORを中心とする半径74kmの円内の区域のうちN43° 48′ 19″ E141° 36′ 04″ の地点とN43° 36′ 24″ E141° 59′ 58″ の地点を結ぶ直線の北側にあるもの ロ N43° 48′ 19″ E141° 36′ 04″ の地点、N43° 27′ 14″ E141° 37′ 42″ の地点、N43° 10′ 55″ E141° 36′ 59″ の地点、N43° 22′ 00″ E141° 59′ 58″ の地点、N43° 36′ 24″ E141° 59′ 58″ の地点及びN43° 48′ 19″ E141° 36′ 04″ の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域 3 次に掲げる区域の直上空域で高度3,350m以下のもの イ 札幌VORを中心とする半径74kmの円内の区域のうちN43° 50′ 29″ E141° 16′ 46″ の地点とN43° 48′ 19″ E141° 36′ 04″ の地点を結ぶ直線の北側にあるもの ロ N43° 50′ 29″ E141° 16′ 46″ の地点、N43° 10′ 09″ E140° 39′ 47″ の地点、N42° 48′ 29″ E140° 31′ 30″ の地点、N42° 49′ 36″ E140° 48′ 24″ の地点、N42° 47′ 39″ E141° 16′ 16″ の地点、N42° 59′ 16″ E141° 20′ 18″ の地点、N43° 09′ 11″ E141° 33′ 25″ の地点、N43° 10′ 55″ E141° 36′ 59″ の地点、N43° 27′ 14″ E141° 37′ 42″ の地点、N43° 48′ 19″ E141° 36′ 04″ の地点及びN43° 50′ 29″ E141° 16′ 46″ の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域 ハ 札幌飛行場の標点 (N43° 07′ E141° 23′) を中心とする半径14kmの円内の区域のうちN43° 09′ 11″ E141° 33′ 25″ の地点とN42° 59′ 16″ E141° 20′ 18″ の地点を結ぶ直線の東側にあるもの
千歳進入管	1 次に掲げる区域の直上空域で高度4,900m以下のもの

制区	イ N43° 14′ 03″ E141° 43′ 27″ の地点、N43° 09′ 11″ E141° 33′ 25″ の地点、N43° 03′ 21″ E141° 32′ 34″ の地点、N43° 00′ 55″ E142° 45′ 35″ の地点、N43° 12′ 17″ E142° 36′ 27″ の地点及び N43° 14′ 03″ E141° 43′ 27″ の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（札幌飛行場の標点を中心とする半径14kmの円内の区域に係るものを除く。） ロ N42° 40′ 08″ E141° 40′ 46″ の地点を中心とする半径94kmの円内の区域のうちN43° 12′ 17″ E142° 36′ 27″ の地点とN43° 00′ 55″ E142° 45′ 35″ の地点を結ぶ直線の東側にあるもの 2 N43° 14′ 14″ E141° 37′ 08″ の地点、N43° 10′ 55″ E141° 36′ 59″ の地点、N43° 14′ 03″ E141° 43′ 27″ の地点及びN43° 14′ 14″ E141° 37′ 08″ の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度2,450mを超え4,900m以下のもの 3 次に掲げる区域の直上空域で高度6,100m以下のもの イ N43° 03′ 21″ E141° 32′ 34″ の地点、N42° 59′ 16″ E141° 20′ 18″ の地点、N42° 05′ 33″ E141° 01′ 52″ の地点、N41° 58′ 23″ E142° 03′ 31″ の地点、N41° 51′ 05″ E142° 04′ 10″ の地点、N43° 00′ 55″ E142° 45′ 35″ の地点及びN43° 03′ 21″ E141° 32′ 34″ の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（札幌飛行場の標点を中心とする半径14kmの円内の区域に係るものを除く。） ロ N42° 40′ 08″ E141° 40′ 46″ の地点を中心とする半径94kmの円内の区域のうちN43° 00′ 55″ E142° 45′ 35″ の地点とN41° 51′ 05″ E142° 04′ 10″ の地点を結ぶ直線の東側にあるもの ハ N42° 49′ 36″ E140° 48′ 24″ の地点、N42° 48′ 29″ E140° 31′ 30″ の地点、N42° 26′ 54″ E140° 23′ 21″ の地点、N42° 28′ 58″ E141° 09′ 50″ の地点、N42° 47′ 39″ E141° 16′ 16″ の地点及び N42° 49′ 36″ E140° 48′ 24″ の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（函館VOR（N41° 46′ E140° 50′）を中心とする半径81kmの円内の区域に係るものを除く。） ニ N42° 40′ 08″ E141° 40′ 46″ の地点を中心とする半径81kmの円内の区域のうちN42° 05′ 33″ E141° 01′ 52″ の地点とN41° 58′
----	--

	23" E142° 03' 31" の地点を結ぶ直線の南側にあるもの 4 次に掲げる区域の直上空域で高度 3,350mを超え 6,100m以下のもの イ N43° 38' 18" E141° 05' 29" の地点、N43° 10' 09" E140° 39' 47" の地点、N42° 48' 29" E140° 31' 30" の地点、N42° 49' 36" E140° 48' 24" の地点、N42° 47' 39" E141° 16' 16" の地点、N42° 59' 16" E141° 20' 18" の地点、N43° 09' 11" E141° 33' 25" の地点、N43° 10' 55" E141° 36' 59" の地点、N43° 27' 14" E141° 37' 42" の地点、N43° 33' 05" E141° 37' 15" の地点及びN43° 38' 18" E141° 05' 29" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域 ロ 札幌飛行場の標点を中心とする半径14kmの円内の区域のうちN43° 09' 11" E141° 33' 25" の地点とN42° 59' 16" E141° 20' 18" の地点を結ぶ直線の東側にあるもの 5 次に掲げる区域の直上空域で高度 3,950mを超え 6,100m以下のもの イ 函館VORを中心とする半径81kmの円内の区域のうちN42° 28' 58" E141° 09' 50" の地点とN42° 26' 54" E140° 23' 21" の地点を結ぶ直線の北側にあるもの ロ N42° 28' 58" E141° 09' 50" の地点、N42° 26' 54" E140° 23' 21" の地点、N42° 05' 33" E141° 01' 52" の地点及びN42° 28' 58" E141° 09' 50" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域
函館進入管制区	1 次に掲げる区域の直上空域で高度 4,000m以下のもの イ 函館VORを中心とする半径81kmの円内の区域のうちN43° 10' E140° 40' の点とN38° 30' E139° 00' の点を結ぶ直線の東側にあり、N41° 25' の線の北側にあり、かつ、函館VORから真方位14° の方向へのびる直線から 7 kmの距離にある当該直線の東側の平行線の西側にあるもの ロ 函館VORを中心とする半径81kmの円内の区域のうち函館VORから真方位14° の方向へのびる直線から 7 kmの距離にある当該直線の東側の平行線、N41° 25' の線、千歳VOR (N42° 42' E141° 41') とN40° 48' 32" E141° 09' 27" の地点を結ぶ直線から 7 kmの距離にある当該直線の西側の平行線、N40° 48' 32" E141° 09' 27" の地点から真方位

	6° 46′ の方向へのびる直線及び千歳VORから真方位196° 46′ の方向へのびる直線により囲まれる区域 (N42° 40′ E141° 41′ の地点を中心とする半径81kmの円内の区域を除く。) ハ 函館VORを中心とする半径90kmの円内の区域のうちN41° 25′ の線の南側にあり、N43° 10′ E140° 40′ の点とN38° 30′ E139° 00′ の点を結ぶ直線の東側にあり、N41° 00′ の線の北側にあり、かつ、青森VOR (N40° 44′ E140° 42′) から真方位20° の方向へのびる直線から7 kmの距離にある当該直線の東側の平行線の西側にあるもの
三沢進入管制区	1 三沢VORTAC (N40° 42′ E141° 23′) を中心とする半径99kmの円内の区域のうちN41° 25′ の線の南側にあり、青森VORから真方位20° の方向へのびる直線から7 kmの距離にある当該直線の東側の平行線の東側にあり、かつ、N41° の線の北側にあるものの直上空域で、高度4,550m以下のもの 2 三沢VORTACを中心とする半径99kmの円内の区域のうちN40° の線の北側にあり、かつ、宮古VOR (N39° 52′ E141° 57′) から真方位55° の方向へのびる直線から7 kmの距離にある当該直線の北側の平行線の南側にあるものの直上空域で、高度5,200m以下のもの 3 次に掲げる区域の直上空域で高度2,750m以上6,100m以下のもの イ 青森VORを中心とする半径32kmの円内の区域のうち、青森VORから真方位20° の方向へのびる直線から7 kmの距離にある当該直線の東側の平行線の東側、かつ、青森VORから真方位52° の方向へのびる直線の北側にある区域 ロ N40° 52′ 30″ E140° 55′ 41″ の地点を中心とする半径9 kmの円内の区域のうち、青森VORから真方位52° の方向へのびる直線の南側、かつ、青森VORから真方位62° の方向へのびる直線から3.6 kmの距離にある当該直線の南側の平行線の北側にある区域 ハ N40° 52′ 30″ E140° 55′ 41″ の地点を中心とする半径9 kmの円内の区域のうち、青森VORから真方位62° の方向へのびる直線から3.6 kmの距離にある当該直線の南側の平行線の南側、かつ、N40° 48′ 23″ E140° 51′ 25″ の地点及びN40° 48′ 34″ E140° 59′ 45″ の地点を結ぶ直線の北側にある区域

	ニ 青森VORを中心とする半径25.2 kmの円内の区域のうち青森VORから真方位62° の方向へのびる直線から3.6 kmの距離にある当該直線の南側の平行線の北側にあり、かつ、青森VORから真方位20° の方向へのびる直線から7 kmの距離にある当該直線の東側にある区域の直上空域（3のイ及びロに係る区域を除く。） 4 三沢VORTACを中心とする半径99kmの円内の区域のうちN41° の線の南側にあり、青森VORから真方位20° の方向へのびる直線から7 kmの距離にある当該直線の東側の平行線の東側にあり、青森VORから真方位187° の方向へのびる直線から7 kmの距離にある当該直線の東側の平行線の東側にあり、青森VORから真方位179° の方向へのびる直線の東側にあり、かつ、宮古VORから真方位235° 及び55° の方向へのびる直線から7 kmの距離にある当該直線の北側の平行線の北側にあるものの直上空域で、高度6,100m以下のもの（3に係る区域を除く。）
松島進入管制区	1 次に掲げる区域の直上空域で高度1,850m以下のもの イ N39° の線の南側にあり、山形VOR（N38° 23′ E140° 21′ ）から真方位30° の方向へのびる直線から7 kmの距離にある当該直線の東側の平行線の東側にあり、仙台VOR（N38° 08′ E140° 55′ ）から真方位113° 及び293° の方向へのびる直線から10kmの距離にある当該直線の北側の平行線の北側にあり、かつ、仙台VORから真方位7° の方向へのびる直線から7 kmの距離にある当該直線の東側の平行線の西側にあるもの（山形VORを中心とする半径27kmの円内の区域に係るものを除く。） ロ 霞目飛行場の標点（N38° 14′ E140° 55′ ）を中心とする半径9 kmの円内の区域のうち当該標点から真方位92° 及び272° の方向へのびる直線から3 kmの距離にある当該直線の南側の平行線の北側にあるもの（イに係るものを除く。） 2 次に掲げる区域の直上空域で高度3,050m以下のもの イ N39° の線の南側にあり、仙台VORから真方位7° の方向へのびる直線から7 kmの距離にある当該直線の東側の平行線の東側にあり、仙台VORから真方位113° の方向へのびる直線から10kmの距離にある当該直線の北側の平行線の北側にあり、かつ、仙台VORから真方位25° の方向へのびる直線から7 kmの距離にある当該直線の東側の平行線の西側

	にあるもの ロ N39° の線の南側にあり、仙台VORから真方位25° の方向へのびる直線から7kmの距離にある当該直線の東側の平行線の東側にあり、かつ、仙台VORから真方位30° の方向へのびる直線の西側にあるもの 3 松島タカン (N38° 24′ E141° 14′) を中心とする半径99kmの円内の区域のうちN39° の線の南側にあり、仙台VORから真方位30° の方向へのびる直線の東側にあり、仙台VORから真方位25° の方向へのびる直線から7kmの距離にある当該直線の東側の平行線の東側にあり、仙台VORから真方位113° の方向へのびる直線から10kmの距離にある当該直線の北側の平行線の北側にあり、かつ、いわきVOR (N37° 09′ E140° 59′) から真方位40° 30′ の方向へのびる直線の西側にあるものの直上空域で、高度4,250m以下のもの
仙台進入管制区	1 次に掲げる区域の直上空域で高度4,900m以下のもの イ N38° 19′ 23″ E140° 39′ 55″ の地点、N38° 09′ 11″ E140° 27′ 51″ の地点、N38° 12′ 36″ E140° 49′ 20″ の地点、N38° 16′ 11″ E140° 49′ 35″ の地点及びN38° 19′ 23″ E140° 39′ 55″ の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域(山形VORを中心とする半径27kmの円内の区域及び霞目飛行場の標点を中心とする半径9kmの円内の区域に係るものを除く。) ロ N38° 12′ 36″ E140° 49′ 20″ の地点、N38° 09′ 11″ E140° 27′ 51″ の地点、N37° 33′ 24″ E140° 27′ 51″ の地点、N37° 27′ 37″ E140° 43′ 58″ の地点、N37° 18′ 49″ E141° 03′ 52″ の地点、N37° 47′ 15″ E141° 40′ 05″ の地点、N37° 55′ 55″ E141° 49′ 37″ の地点、N38° 12′ 16″ E141° 01′ 20″ 及びN38° 12′ 36″ E140° 49′ 20″ の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域(福島VORを中心とする半径36kmの円内の区域に係るものを除く。) ハ N37° 27′ 37″ E140° 43′ 58″ の地点、N37° 20′ 47″ E140° 41′ 13″ の地点、N37° 19′ 27″ E140° 42′ 07″ の地点、N37° 18′ 49″ E141° 03′ 52″ の地点及びN37° 27′ 37″ E140° 43′ 58″ の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域(福島VORを中心とする半径25kmの円内の区域に係るものを除く。)

	ニ 仙台VORを中心とする半径90kmの円内の区域のうちN37° 19′ 27″ E140° 42′ 07″ の地点とN37° 18′ 49″ E141° 03′ 52″ の地点を結ぶ直線の南側にあるもの
新潟進入管制区	1 次に掲げる区域の直上空域で高度2,450m以下のもの イ 新潟VORTAC (N37° 57′ E139° 07′) を中心とする半径90kmの円内の区域のうち新潟VORTACから真方位239° の方向へのびる直線の南側にあり、かつ、新潟VORTACから真方位234° の方向へのびる直線から7kmの距離にある当該直線の北側の平行線の北側にあるもの ロ 新潟VORTACを中心とする半径90kmの円内の区域のうち新潟VORTACから真方位234° の方向へのびる直線から7kmの距離にある当該直線の北側の平行線の南側にあり、かつ、新潟VORTACから真方位214° の方向へのびる直線から20kmの距離にある当該直線の東側の平行線の西側にあるもの ハ 新潟VORTACを中心とする半径54kmの円内の区域のうち新潟VORTACから真方位160° の方向へのびる直線から20kmの距離にある当該直線の西側の平行線の東側にあり、かつ、新潟VORTACから真方位140° の方向へのびる直線から16kmの距離にある当該直線の東側の平行線の西側にあるもの（ロに係るものを除く。） ニ 新潟VORTACを中心とする半径54kmの円内の区域のうち新潟VORTACから真方位76° の方向へのびる直線から18kmの距離にある当該直線の南側の平行線の北側にあり、かつ、新潟VORTACから真方位19° の方向へのびる直線から7kmの距離にある当該直線の西側の平行線の東側にあるもの（ロ及びハに係るものを除く。） 2 次に掲げる区域の直上空域で高度4,250m以下のもの イ 新潟VORTACを中心とする半径54kmの円内の区域のうち新潟VORTACから真方位19° の方向へのびる直線から7kmの距離にある当該直線の西側の平行線の西側にあり、かつ、新潟VORTACから真方位320° の方向へのびる直線から7kmの距離にある当該直線の東側の平行線の東側にあるもの ロ 新潟VORTACを中心とする半径90kmの円内の区域のうち新潟VORTACから真方位320° の方向へのびる直線から7kmの距離にある

	当該直線の東側の平行線の東側にあり、かつ、新潟VORTACから真方位325° の方向へのびる直線の西側にあるもの ハ 新潟VORTACを中心とする半径90kmの円内の区域のうち新潟VORTACから真方位239° の方向へのびる直線の北側にあり、新潟VORTACから真方位234° の方向へのびる直線から7 kmの距離にある当該直線の北側の平行線の北側にあり、新潟VORTACから真方位19° の方向へのびる直線から7 kmの距離にある当該直線の西側の平行線の西側にあり、かつ、新潟VORTACから真方位320° の方向へのびる直線から7 kmの距離にある当該直線の東側の平行線の西側にあるもの
宇都宮進入 管制区	1 次に掲げる区域の直上空域で高度1,200m以下のもの イ N36° 29′ 23″ E139° 51′ 48″ を中心とする半径54kmの円内の区域のうちN36° 58′ 35″ E139° 59′ 31″ の地点とN36° 41′ 05″ E140° 26′ 05″ の地点を結ぶ直線の東側にあるもの ロ N36° 58′ 35″ E139° 59′ 31″ の地点、N36° 45′ 56″ E140° 12′ 29″ の地点、N36° 41′ 07″ E140° 03′ 11″ の地点、N36° 32′ 44″ E140° 09′ 56″ の地点、N36° 41′ 05″ E140° 26′ 05″ の地点及びN36° 58′ 35″ E139° 59′ 31″ の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（N36° 29′ 23″ E139° 51′ 48″ を中心とする半径27kmの円内の区域に係るものを除く。） ハ N36° 29′ 23″ E139° 51′ 48″ を中心とする半径27kmの円内の区域のうちN36° 41′ 07″ E140° 03′ 11″ の地点とN36° 33′ 23″ E139° 48′ 18″ の地点を結ぶ直線の南側にあり、かつ、N36° 33′ 23″ E139° 48′ 18″ の地点とN36° 25′ 13″ E139° 33′ 50″ の地点を結ぶ直線の南側にあるもの 2 次に掲げる区域の直上空域で高度2,150m以下のもの イ N36° 29′ 23″ E139° 51′ 48″ を中心とする半径54kmの円内の区域のうちN36° 58′ 35″ E139° 59′ 31″ の地点とN36° 57′ 25″ E139° 39′ 00″ の地点を結ぶ直線の北側にあるもの ロ N36° 58′ 35″ E139° 59′ 31″ の地点、N36° 57′ 25″ E139° 39′ 00″ の地点、N36° 28′ 09″ E139° 39′ 00″ の地点、N36° 33′ 23″ E139° 48′ 18″ の地点、N36° 45′ 56″ E140° 12′ 29″ の地点及び

	N36° 58' 35" E139° 59' 31" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域
小松進入管制区	1 次に掲げる区域の直上空域で高度7,000m以下のもの イ 小松VORTAC (N36° 24' E136° 24') を中心とする半径90kmの円内の区域のうち小松VORTACと新潟VORTACを結ぶ直線から7kmの距離にある当該直線の北側の平行線の北側にあり、小松VORTACとN35° 31' 52" E133° 05' 38" の地点を結ぶ直線から7kmの距離にある当該直線の北側の平行線の北側にあり、小松VORTACから真方位257° の方向へのびる直線の北側にあり、かつ、富山VOR (N36° 39' E137° 11') から真方位324° の方向へのびる直線の西側にあるもの ロ 小松VORTACと新潟VORTACを結ぶ直線から7kmの距離にある当該直線の北側の平行線、小松VORTACとN35° 31' 52" E133° 05' 38" の地点を結ぶ直線から7kmの距離にある当該直線の北側の平行線及び小松VORTACと宮津VOR (N35° 29' E135° 08') を結ぶ直線から7kmの距離にある当該直線の北側の平行線により囲まれる区域 2 次に掲げる区域の直上空域で高度4,550m以下のもの イ 小松VORTACを中心とする半径90kmの円内の区域のうち小松VORTACと宮津VORを結ぶ直線から7kmの距離にある当該直線の北側の平行線の北側にあり、かつ、小松VORTACとN35° 31' 52" E133° 05' 38" の地点を結ぶ直線から7kmの距離にある当該直線の北側の平行線の南側にあるもの ロ 小松VORTACを中心とする半径90kmの円内の区域のうち小松VORTACとN35° 31' 52" E133° 05' 38" の地点を結ぶ直線から7kmの距離にある当該直線の北側の平行線の北側にあり、かつ、小松VORTACから真方位257° の方向へのびる直線の南側にあるもの 3 小松VORTACを中心とする半径54kmの円内の区域の直上空域で、高度2,150m以下のもの（1及び2に係るものを除く。）
百里進入管制区	1 N36° 00' 23" E140° 17' 23" の地点、N35° 59' 30" E140° 16' 51" の地点、N35° 56' 26" E140° 30' 02" の地点、N35° 57' 32" E140° 29' 39" の地点及びN36° 00' 23" E140° 17' 23" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（霞ヶ浦飛行場の標点（N36° 02'

	E140° 12') を中心とする半径 9 km の円内の区域に係るものを除く。) の直上空域で高度 540m 以下のもの
2	N35° 57' 32" E140° 29' 39" の地点、N35° 56' 26" E140° 30' 02" の地点、N35° 56' 00" E140° 31' 54" の地点、N35° 56' 00" E140° 35' 35" の地点及び N35° 57' 32" E140° 29' 39" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度 750m 以下のもの
3	N36° 07' 05" E140° 15' 14" の地点、N36° 07' 05" E140° 11' 34" の地点、N36° 00' 23" E140° 17' 23" の地点、N35° 57' 32" E140° 29' 39" の地点、N36° 04' 53" E140° 27' 03" の地点及び N36° 07' 05" E140° 15' 14" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域 (霞ヶ浦飛行場の標点を中心とする半径 9 km の円内の区域に係るものを除く。) の直上空域で高度 900m 未満のもの
4	次に掲げる区域の直上空域で高度 1,200m 未満のもの イ N36° 13' 21" E140° 09' 30" の地点、N36° 06' 23" E140° 08' 24" の地点、N36° 07' 05" E140° 11' 34" の地点、N36° 07' 05" E140° 15' 14" の地点、N36° 06' 02" E140° 20' 56" の地点、N36° 10' 53" E140° 21' 47" の地点、N36° 12' 04" E140° 18' 53" の地点及び N36° 13' 21" E140° 09' 30" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域 (霞ヶ浦飛行場の標点を中心とする半径 9 km の円内の区域に係るものを除く。) ロ N36° 04' 53" E140° 27' 03" の地点、N35° 57' 32" E140° 29' 39" の地点、N35° 56' 00" E140° 35' 35" の地点、N35° 56' 00" E140° 38' 28" の地点、N36° 04' 07" E140° 31' 12" の地点及び N36° 04' 53" E140° 27' 03" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域
5	N36° 04' 07" E140° 31' 12" の地点、N35° 56' 00" E140° 38' 28" の地点、N35° 56' 00" E140° 47' 46" の地点、N36° 02' 50" E140° 38' 03" の地点及び N36° 04' 07" E140° 31' 12" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度 1,500m 未満のもの
6	N36° 10' 53" E140° 21' 47" の地点、N36° 06' 02" E140° 20' 56" の地点、N36° 02' 50" E140° 38' 03" の地点、N35° 56' 00"

	E140° 47' 46" の地点、N35° 56' 00" E141° 08' 41" の地点、N36° 05' 03" E141° 00' 17" の地点、N36° 05' 00" E140° 36' 00" の地点及びN36° 10' 53" E140° 21' 47" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度1,850m未満のもの
7	N36° 41' 38" E140° 27' 08" の地点、N36° 34' 29" E140° 13' 17" の地点、N36° 13' 21" E140° 09' 30" の地点、N36° 12' 04" E140° 18' 53" の地点、N36° 08' 58" E140° 26' 26" の地点、N36° 16' 19" E140° 26' 19" の地点、N36° 16' 28" E140° 22' 45" の地点及びN36° 41' 38" E140° 27' 08" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度2,150m以下のもの
8	次に掲げる区域の直上空域で高度2,450m以下のもの イ N36° 19' 13" E140° 41' 25" の地点、N36° 16' 30" E140° 38' 49" の地点、N36° 11' 52" E140° 26' 23" の地点、N36° 08' 58" E140° 26' 26" の地点、N36° 05' 00" E140° 36' 00" の地点、N36° 05' 03" E141° 00' 17" の地点及びN36° 19' 13" E140° 41' 25" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域 ロ N36° 05' 03" E141° 00' 17" の地点、N35° 56' 00" E141° 08' 41" の地点、N35° 56' 00" E141° 15' 34" の地点、N36° 04' 19" E141° 44' 09" の地点、N36° 05' 00" E141° 46' 04" の地点及びN36° 05' 03" E141° 00' 17" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域
9	次に掲げる区域の直上空域で高度3,050m以下のもの イ N36° 35' 47" E140° 26' 06" の地点、N36° 16' 28" E140° 22' 45" の地点、N36° 16' 19" E140° 26' 19" の地点、N36° 11' 52" E140° 26' 23" の地点、N36° 16' 30" E140° 38' 49" の地点、N36° 29' 38" E140° 51' 26" の地点及びN36° 35' 47" E140° 26' 06" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域 ロ 成田VOR (N35° 47' E140° 22') の地点を中心とする半径88kmの円内の区域のうちN36° 35' 47" E140° 26' 06" の地点とN36° 29' 38" E140° 51' 26" の地点を結ぶ直線の北側にあるもの
10	次に掲げる区域の直上空域で高度3,950m以下のもの

	イ N37° 16′ 59″ E141° 21′ 35″ の地点、N36° 43′ 09″ E140° 27′ 24″ の地点、N36° 35′ 47″ E140° 26′ 06″ の地点、N36° 29′ 38″ E140° 51′ 26″ の地点、N36° 44′ 06″ E141° 05′ 27″ の地点、N36° 45′ 33″ E141° 26′ 04″ の地点、N36° 45′ 14″ E141° 54′ 47″ の地点及びN37° 16′ 59″ E141° 21′ 35″ の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域(成田VORを中心とする半径88kmの円内の区域に係るものを除く。) ロ N36° 11′ 15″ E140° 24′ 48″ の地点を中心とする半径144kmの円内の区域のうちN37° 16′ 59″ E141° 21′ 35″ の地点とN36° 45′ 14″ E141° 54′ 47″ の地点を結ぶ直線の東側にあるもの 11 次に掲げる区域の直上空域で高度7,000m以下のもの イ N36° 45′ 33″ E141° 26′ 04″ の地点、N36° 44′ 06″ E141° 05′ 27″ の地点、N36° 19′ 13″ E140° 41′ 25″ の地点、N36° 05′ 03″ E141° 00′ 17″ の地点、N36° 05′ 00″ E141° 46′ 04″ の地点、N36° 07′ 21″ E141° 52′ 33″ の地点、N36° 30′ 57″ E142° 01′ 00″ の地点、N36° 45′ 14″ E141° 54′ 47″ の地点及びN36° 45′ 33″ E141° 26′ 04″ の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域 ロ N36° 11′ 15″ E140° 24′ 48″ の地点を中心とする半径144kmの円内の区域のうちN36° 45′ 14″ E141° 54′ 47″ の地点とN36° 30′ 57″ E142° 01′ 00″ の地点を結ぶ直線の東側にあるもの
東京進入管制区	1 N34° 32′ 24″ E140° 07′ 24″ の地点、N34° 23′ 37″ E139° 00′ 33″ の地点、N34° 11′ 53″ E139° 12′ 55″ の地点、N34° 11′ 41″ E139° 59′ 54″ の地点、N34° 16′ 14″ E140° 12′ 35″ の地点及びN34° 32′ 24″ E140° 07′ 24″ の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度7,000m以下のもの 2 次に掲げる区域の直上空域で高度7,300m以下のもの イ 霞ヶ浦飛行場の標点を中心とする半径9kmの円内の区域 ロ N36° 34′ 29″ E140° 13′ 17″ の地点、N36° 25′ 15″ E139° 56′ 33″ の地点、N35° 59′ 18″ E139° 44′ 24″ の地点、N35° 53′ 39″ E139° 41′ 46″ の地点、N35° 33′ 25″ E139° 38′ 40″ の地点、N35° 11′ 36″ E139° 43′ 10″ の地点、N35° 00′ 19″ E139° 38′ 18″ の地

点、N34° 58' 11" E139° 24' 43" の地点、N34° 56' 14" E139° 12' 25" の地点、N34° 54' 12" E138° 59' 49" の地点、N34° 23' 37" E139° 00' 33" の地点、N34° 32' 24" E140° 07' 24" の地点、N34° 16' 14" E140° 12' 35" の地点、N34° 48' 16" E141° 44' 17" の地点、N36° 05' 00" E141° 46' 04" の地点、N36° 04' 19" E141° 44' 09" の地点、N35° 56' 00" E141° 15' 34" の地点、N35° 56' 00" E141° 08' 41" の地点、N35° 56' 00" E140° 47' 46" の地点、N35° 56' 00" E140° 38' 28" の地点、N35° 56' 00" E140° 35' 35" の地点、N35° 56' 00" E140° 31' 54" の地点、N35° 56' 26" E140° 30' 02" の地点、N35° 59' 30" E140° 16' 51" の地点、N36° 06' 23" E140° 08' 24" の地点、N36° 13' 21" E140° 09' 30" の地点及びN36° 34' 29" E140° 13' 17" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（2のイ及び7の区域に係るものを除く。）

3 N36° 00' 23" E140° 17' 23" の地点、N35° 59' 30" E140° 16' 51" の地点、N35° 56' 26" E140° 30' 02" の地点、N35° 57' 32" E140° 29' 39" の地点及びN36° 00' 23" E140° 17' 23" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（霞ヶ浦飛行場の標点を中心とする半径9kmの円内の区域に係るものを除く。）の直上空域で高度540mを超え7,300m以下のもの

4 N35° 57' 32" E140° 29' 39" の地点、N35° 56' 26" E140° 30' 02" の地点、N35° 56' 00" E140° 31' 54" の地点、N35° 56' 00" E140° 35' 35" の地点及びN35° 57' 32" E140° 29' 39" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度750mを超え7,300m以下のもの

5 N36° 07' 05" E140° 15' 14" の地点、N36° 07' 05" E140° 11' 34" の地点、N36° 00' 23" E140° 17' 23" の地点、N35° 57' 32" E140° 29' 39" の地点、N36° 04' 53" E140° 27' 03" の地点、N36° 06' 02" E140° 20' 56" の地点及びN36° 07' 05" E140° 15' 14" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（霞ヶ浦飛行場の標点を中心とする半径9kmの円内の区域に係るものを除く。）の直上空域で高度900m以上7,300m以下のもの

- 6 次に掲げる区域の直上空域で高度1,200m以上7,300m以下のもの
 イ N36° 13' 21" E140° 09' 30" の地点、N36° 06' 23" E140° 08' 24" の地点、N36° 07' 05" E140° 11' 34" の地点、N36° 07' 05" E140° 15' 14" の地点、N36° 06' 02" E140° 20' 56" の地点、N36° 10' 53" E140° 21' 47" の地点、N36° 12' 04" E140° 18' 53" の地点及びN36° 13' 21" E140° 09' 30" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（霞ヶ浦飛行場の標点を中心とする半径9kmの円内の区域に係るものを除く。）
 ロ N36° 04' 53" E140° 27' 03" の地点、N35° 57' 32" E140° 29' 39" の地点、N35° 56' 00" E140° 35' 35" の地点、N35° 56' 00" E140° 38' 28" の地点、N36° 04' 07" E140° 31' 12" の地点及びN36° 04' 53" E140° 27' 03" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域
- 7 N36° 29' 23" E139° 51' 48" を中心とする半径27kmの円内の区域のうちN36° 34' 29" E140° 13' 17" の地点、N36° 25' 15" E139° 56' 33" の地点及びN35° 59' 18" E139° 44' 24" の地点を順次に結ぶ直線の南側にある区域の直上空域で高度1,200mを超え7,300m以下のもの
- 8 N36° 04' 07" E140° 31' 12" の地点、N35° 56' 00" E140° 38' 28" の地点、N35° 56' 00" E140° 47' 46" の地点、N36° 02' 50" E140° 38' 03" の地点及びN36° 04' 07" E140° 31' 12" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度1,500m以上7,300m以下のもの
- 9 N36° 10' 53" E140° 21' 47" の地点、N36° 06' 02" E140° 20' 56" の地点、N36° 04' 53" E140° 27' 03" の地点、N36° 04' 07" E140° 31' 12" の地点、N36° 02' 50" E140° 38' 03" の地点、N35° 56' 00" E140° 47' 46" の地点、N35° 56' 00" E141° 08' 41" の地点、N36° 05' 03" E141° 00' 17" の地点、N36° 05' 00" E140° 36' 00" の地点、N36° 08' 58" E140° 26' 26" の地点及びN36° 10' 53" E140° 21' 47" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度1,850m以上7,300m以下のもの

- 10 N36° 37' 52" E140° 19' 37" の地点、N36° 34' 29" E140° 13' 17" の地点、N36° 13' 21" E140° 09' 30" の地点、N36° 12' 04" E140° 18' 53" の地点、N36° 10' 53" E140° 21' 47" の地点、N36° 08' 58" E140° 26' 26" の地点、N36° 11' 52" E140° 26' 23" の地点、N36° 16' 19" E140° 26' 19" の地点、N36° 16' 28" E140° 22' 45" の地点、N36° 35' 47" E140° 26' 06" の地点、N36° 36' 11" E140° 26' 10" の地点及びN36° 37' 52" E140° 19' 37" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度2,150mを超え7,300m以下のもの
- 11 次に掲げる区域の直上空域で高度2,450mを超え7,300m以下のもの
 イ N36° 19' 13" E140° 41' 25" の地点、N36° 16' 30" E140° 38' 49" の地点、N36° 11' 52" E140° 26' 23" の地点、N36° 08' 58" E140° 26' 26" の地点、N36° 05' 00" E140° 36' 00" の地点、N36° 05' 03" E141° 00' 17" の地点及びN36° 19' 13" E140° 41' 25" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域
 ロ N36° 05' 03" E141° 00' 17" の地点、N35° 56' 00" E141° 08' 41" の地点、N35° 56' 00" E141° 15' 34" の地点、N36° 04' 19" E141° 44' 09" の地点、N36° 05' 00" E141° 46' 04" の地点及びN36° 05' 03" E141° 00' 17" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域
 ハ N35° 59' 18" E139° 44' 24" の地点、N35° 52' 18" E139° 26' 08" の地点、N35° 47' 15" E139° 24' 11" の地点、N35° 23' 43" E139° 27' 49" の地点、N35° 13' 01" E139° 29' 26" の地点、N34° 58' 11" E139° 24' 43" の地点、N35° 00' 19" E139° 38' 18" の地点、N35° 11' 36" E139° 43' 10" の地点、N35° 33' 25" E139° 38' 40" の地点、N35° 53' 39" E139° 41' 46" の地点及びN35° 59' 18" E139° 44' 24" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域
- 12 N36° 35' 47" E140° 26' 06" の地点、N36° 16' 28" E140° 22' 45" の地点、N36° 16' 19" E140° 26' 19" の地点、N36° 11' 52" E140° 26' 23" の地点、N36° 16' 30" E140° 38' 49" の地点、N36°

	19' 13" E140° 41' 25" の地点、N36° 29' 38" E140° 51' 26" の地点、N36° 35' 40" E140° 28' 12" の地点及びN36° 35' 47" E140° 26' 06" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度3,050mを超え7,300m以下のもの 13 N35° 56' 26" E139° 09' 39" の地点、N35° 43' 16" E139° 04' 33" の地点、N35° 21' 34" E139° 08' 12" の地点、N35° 23' 43" E139° 27' 49" の地点、N35° 47' 15" E139° 24' 11" の地点、N35° 52' 18" E139° 26' 08" の地点及びN35° 56' 26" E139° 09' 39" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度3,650mを超え7,300m以下のもの 14 N36° 36' 11" E140° 26' 10" の地点、N36° 35' 47" E140° 26' 06" の地点、N36° 35' 40" E140° 28' 12" の地点及びN36° 36' 11" E140° 26' 10" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度3,950mを超え7,300m以下のもの 15 N35° 23' 43" E139° 27' 49" の地点、N35° 21' 34" E139° 08' 12" の地点、N34° 56' 14" E139° 12' 25" の地点、N34° 58' 11" E139° 24' 43" の地点、N35° 13' 01" E139° 29' 26" の地点及びN35° 23' 43" E139° 27' 49" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度4,250mを超え7,300m以下のもの 16 N36° 02' 23" E139° 18' 42" の地点、N35° 56' 26" E139° 09' 39" の地点、N35° 52' 18" E139° 26' 08" の地点、N35° 59' 18" E139° 44' 24" の地点及びN36° 02' 23" E139° 18' 42" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度5,500mを超え7,300m以下のもの
美保進入管制区	1 次に掲げる区域の直上空域で高度2,450m以下のもの イ 米子VOR (N35° 30' E133° 15') を中心とする半径45kmの円内の区域のうちN35° 20' 53" E133° 43' 53" の地点とN35° 07' 34" E133° 02' 03" の地点とを結ぶ直線の南側にあるもの ロ N35° 23' 11" E133° 31' 10" の地点、N35° 12' 12" E133° 05' 06" の地点、N35° 07' 34" E133° 02' 03" の地点、N35° 20' 53" E133° 43' 53" の地点及びN35° 23' 11" E133° 31' 10" の地点と

	を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域
2	次に掲げる区域の直上空域で高度3,050m以下のもの
イ	米子VORを中心とする半径45kmの円内の区域のうちN35° 35′ 07″ E133° 45′ 27″ の地点とN35° 20′ 53″ E133° 43′ 53″ の地点とを結ぶ直線の東側にあるもの
ロ	米子VORを中心とする半径61kmの円内の区域のうちN35° 50′ 55″ E132° 42′ 26″ の地点とN34° 59′ 39″ E132° 56′ 49″ の地点とを結ぶ直線の西側にあるもの
ハ	N35° 50′ 55″ E132° 42′ 26″ の地点、N34° 59′ 39″ E132° 56′ 49″ の地点、N35° 12′ 12″ E133° 05′ 06″ の地点、N35° 23′ 11″ E133° 31′ 10″ の地点、N35° 20′ 53″ E133° 43′ 53″ の地点、N35° 35′ 07″ E133° 45′ 27″ の地点、N35° 35′ 46″ E133° 11′ 50″ の地点及びN35° 50′ 55″ E132° 42′ 26″ の地点とを順次に結ぶ直線によって囲まれる区域
3	次に掲げる区域の直上空域で高度4,550m以下のもの
イ	米子VORを中心とする半径45kmの円内の区域のうちN35° 42′ 09″ E133° 42′ 18″ の地点とN35° 35′ 07″ E133° 45′ 27″ の地点とを結ぶ直線の東側にあるもの
ロ	米子VORを中心とする半径61kmの円内の区域のうちN36° 00′ 49″ E133° 33′ 25″ の地点とN35° 47′ 45″ E133° 51′ 07″ の地点とを結ぶ直線の北側にあるもの
ハ	N36° 02′ 44″ E133° 03′ 36″ の地点、N35° 50′ 55″ E132° 42′ 26″ の地点、N35° 35′ 46″ E133° 11′ 50″ の地点、N35° 35′ 07″ E133° 45′ 27″ の地点、N35° 42′ 09″ E133° 42′ 18″ の地点、N35° 47′ 45″ E133° 51′ 07″ の地点、N36° 00′ 49″ E133° 33′ 25″ の地点及びN36° 02′ 44″ E133° 03′ 36″ の地点とを順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（隠岐VOR（N36° 11′ E133° 19′ ）を中心とする半径27kmの円内の区域に係るものを除く。）
ニ	米子VORを中心とする半径61kmの円内の区域のうちN36° 02′ 44″ E133° 03′ 36″ の地点とN35° 50′ 55″ E132° 42′ 26″ の地点とを結ぶ直線の北側にあるもの

中部進入管制区	1 次に掲げる区域の直上空域で高度3,650m以下のもの イ 中部VOR (N34° 51′ E136° 48′) を中心とする半径25kmの円内の区域のうちN35° 07′ 11″ E135° 50′ 15″ の地点とN34° 48′ 21″ E136° 58′ 37″ の地点を結ぶ直線の南側にあり、かつ、N34° 48′ 21″ E136° 58′ 37″ の地点とN34° 38′ 16″ E136° 53′ 49″ の地点を結ぶ直線の西側にあるもの ロ N34° 49′ 35″ E137° 18′ 57″ の地点、N34° 48′ 21″ E136° 58′ 37″ の地点、N34° 38′ 16″ E136° 53′ 49″ の地点、N34° 38′ 21″ E137° 19′ 35″ の地点及びN34° 49′ 35″ E137° 18′ 57″ の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（浜松タカン (N34° 45′ E137° 43′) を中心とする半径36kmの円内の区域に係るものを除く。） ハ N35° 07′ 11″ E135° 50′ 15″ の地点、N34° 56′ 33″ E135° 47′ 35″ の地点、N34° 31′ 00″ E136° 19′ 05″ の地点、N34° 48′ 21″ E136° 58′ 37″ の地点及びN35° 07′ 11″ E135° 50′ 15″ の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（中部VORを中心とする半径25kmの円内の区域及びN34° 31′ 40″ E136° 41′ 48″ を中心とする半径36kmの円内の区域に係るものを除く。） ニ 中部VORを中心とする半径90kmの円内の区域のうちN35° 07′ 11″ E135° 50′ 15″ の地点とN34° 56′ 33″ E135° 47′ 35″ の地点を結ぶ直線の西側にあるもの ホ N34° 31′ 00″ E136° 19′ 05″ の地点、N34° 14′ 57″ E136° 06′ 47″ の地点、N34° 01′ 50″ E136° 40′ 59″ の地点、N34° 06′ 16″ E136° 46′ 56″ の地点、N34° 14′ 14″ E136° 29′ 58″ の地点及びN34° 31′ 00″ E136° 19′ 05″ の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（N34° 48′ 20″ E135° 24′ 13″ の地点を中心とする半径86kmの円内の区域及びN34° 31′ 40″ E136° 41′ 48″ を中心とする半径36kmの円内の区域に係るものを除く。） ヘ 中部VORを中心とする半径90kmの円内の区域のうちN34° 14′ 57″ E136° 06′ 47″ の地点とN34° 01′ 50″ E136° 40′ 59″ の地点を結ぶ直線の南側にあるもの 2 次に掲げる区域の直上空域で高度750mを超え3,650m以下のもの
----------------	---

イ N34° 37' 22" E136° 51' 40" の地点を中心とする半径25kmの円内の区域のうちN34° 38' 16" E136° 53' 49" の地点とN34° 34' 42" E136° 34' 58" の地点を結ぶ直線の南側にあり、かつ、N34° 38' 16" E136° 53' 49" の地点とN34° 26' 38" E137° 02' 37" の地点を結ぶ直線の西側にあるもの(中部VORを中心とする半径25kmの円内の区域に係るものを除く。)

ロ N34° 46' 56" E136° 32' 03" の地点、N34° 34' 42" E136° 34' 58" の地点、N34° 38' 16" E136° 53' 49" の地点及びN34° 46' 56" E136° 32' 03" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域(中部VORを中心とする半径25kmの円内の区域に係るものを除く。)

ハ N34° 38' 21" E137° 19' 35" の地点、N34° 38' 16" E136° 53' 49" の地点、N34° 26' 38" E137° 02' 37" の地点及びN34° 38' 21" E137° 19' 35" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域

3 次に掲げる区域の直上空域で高度1,200mを超え3,650m以下のもの

イ N34° 37' 22" E136° 51' 40" の地点を中心とする半径38kmの円内の区域のうちN34° 38' 16" E136° 53' 49" の地点とN34° 33' 22" E136° 26' 38" の地点を結ぶ直線の南側にあり、N34° 38' 16" E136° 53' 49" の地点とN34° 23' 33" E137° 09' 30" の地点を結ぶ直線の南側にあり、かつ、N34° 23' 33" E137° 09' 30" の地点とN34° 18' 34" E137° 02' 57" の地点を結ぶ直線の北側にあるもの(2に係るものを除く。)

ロ N34° 31' 40" E136° 41' 48" を中心とする半径36kmの円内の区域のうちN34° 46' 56" E136° 32' 03" の地点とN34° 34' 42" E136° 34' 58" の地点を結ぶ直線及びその延長線の西側にあり、N34° 38' 16" E136° 53' 49" の地点とN34° 33' 22" E136° 26' 38" の地点を結ぶ直線の北側にあり、かつ、N34° 45' 07" E136° 23' 48" の地点とN34° 33' 22" E136° 26' 38" の地点を結ぶ直線の東側にあるもの(中部VORを中心とする半径25kmの円内の区域に係るものを除く。)

ハ 中部VORを中心とする半径59kmの円内の区域のうちN34° 46' 32" E137° 28' 02" の地点とN34° 38' 16" E136° 53' 49" の地点を結ぶ直線の南側にあり、かつ、N34° 38' 16" E136° 53' 49" の地点と

N34° 23' 33" E137° 09' 30" の地点を結ぶ直線の北側にあるもの(1
のロ及び2のハに係るものを除く。)

ニ 名古屋VORTAC (N35° 16' E136° 55') を中心とする半径72kmの
円内であって、かつ、浜松タカンを中心とする半径36kmの円内の区域の
うちN34° 50' 22" E137° 32' 30" の地点とN34° 49' 35" E137°
18' 57" の地点を結ぶ直線の南側にあり、かつ、N34° 46' 32" E137°
28' 02" の地点とN34° 38' 16" E136° 53' 49" の地点を結ぶ直線の
北側にあるもの

4 次に掲げる区域の直上空域で高度1,500mを超え3,650m以下のもの

イ N34° 31' 40" E136° 41' 48" を中心とする半径36kmの円内の区
域のうちN34° 45' 07" E136° 23' 48" の地点とN34° 18' 34"
E137° 02' 57" の地点を結ぶ直線の南側にあり、N34° 18' 34"
E137° 02' 57" の地点とN34° 14' 14" E136° 29' 58" の地点を結
ぶ直線の北側にあるもの(2のイ及びロ、3のイ及びロ並びにN34° 48'
20" E135° 24' 13" の地点を中心とする半径86kmの円内の区域に係る
ものを除く。)

ロ N34° 48' 20" E135° 24' 13" の地点を中心とする半径86kmの円
内の区域であって、かつ、N34° 31' 40" E136° 41' 48" を中心とする
半径36kmの円内の区域のうちN34° 56' 33" E135° 47' 35" の地点
とN34° 31' 00" E136° 19' 05" の地点を結ぶ直線の北側にあるもの

ハ N34° 18' 34" E137° 02' 57" の地点、N34° 14' 14" E136° 29'
58" の地点、N34° 06' 16" E136° 46' 56" の地点及びN34° 18'
34" E137° 02' 57" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域
(N34° 37' 22" E136° 51' 40" の地点を中心とする半径38kmの円
内の区域に係るものを除く。)

5 次に掲げる区域の直上空域で高度4,550m以下のもの

イ N35° 15' 34" E136° 54' 59" の地点を中心とする半径54kmの円
内の区域のうちN35° 07' 11" E135° 50' 15" の地点とN34° 48'
21" E136° 58' 37" の地点を結ぶ直線の北側にあり、かつ、N34° 49'
35" E137° 18' 57" の地点とN34° 48' 21" E136° 58' 37" の地点
を結ぶ直線の北側にあるもの

	ロ 名古屋VORTACを中心とする半径72kmの円内の区域のうちN35° 29′ 55″ E136° 08′ 56″ の地点とN34° 48′ 21″ E136° 58′ 37″ の地点を結ぶ直線の北側にあり、かつ、N34° 50′ 22″ E137° 32′ 30″ の地点とN34° 48′ 21″ E136° 58′ 37″ の地点を結ぶ直線の北側にあるもの（5のイ及び浜松タカンを中心とする半径36kmの円内の区域に係るものを除く。） ハ 名古屋VORTACを中心とする半径72kmの円内の区域のうちN35° 29′ 55″ E136° 08′ 56″ の地点とN34° 48′ 21″ E136° 58′ 37″ の地点を結ぶ直線の南側にあり、かつ、N35° 07′ 11″ E135° 50′ 15″ の地点とN34° 48′ 21″ E136° 58′ 37″ の地点を結ぶ直線の北側にあるもの（5のイに係るものを除く。） 6 名古屋VORTACを中心とする半径72kmの円内であって、かつ、浜松タカンを中心とする半径36kmの円内の区域のうちN35° 03′ 53″ E137° 35′ 14″ の地点とN34° 58′ 51″ E137° 39′ 05″ の地点を結ぶ直線の西側にあり、かつ、N34° 50′ 22″ E137° 32′ 30″ の地点とN34° 49′ 35″ E137° 18′ 57″ の地点を結ぶ直線の北側にあるもの（N35° 15′ 34″ E136° 54′ 59″ の地点を中心とする半径54kmの円内の区域に係るものを除く。）の直上空域で高度1,200mを超え4,550m以下のもの 7 名古屋VORTACを中心とする半径72kmの円内であって、かつ、浜松タカンを中心とする半径36kmの円内の区域のうちN35° 03′ 53″ E137° 35′ 14″ の地点とN34° 58′ 51″ E137° 39′ 05″ の地点を結ぶ直線の東側にあるものの直上空域で高度1,850mを超え4,550m以下のもの
浜松進入管制区	1 次に掲げる区域の直上空域で高度1,200m以下のもの イ 浜松タカンを中心とする半径36kmの円内であって、かつ、名古屋VORTACを中心とする半径72kmの円内の区域のうちN35° 03′ 53″ E137° 35′ 14″ の地点とN34° 58′ 51″ E137° 39′ 05″ の地点を結ぶ直線の西側にあるもの（N35° 15′ 34″ E136° 54′ 59″ の地点を中心とする半径54kmの円内の区域に係るものを除く。） ロ 浜松タカンを中心とする半径36kmの円内であって、かつ、中部VORを中心とする半径59kmの円内の区域（1のイに係るものを除く。） 2 浜松タカンを中心とする半径36kmの円内の区域のうちN34° 38′ 46″

	E137° 46′ 14″ の地点から真方位94° 47′ 及び269° 05′ の方向へのびる直線の北側にあるもの(1 及びN35° 15′ 34″ E136° 54′ 59″ の地点を中心とする半径54kmの円内の区域に係るものを除く。)の直上空域で高度1,850m以下のもの 3 次に掲げる区域の直上空域で高度4,250m以下のもの イ N34° 38′ 46″ E137° 46′ 14″ の地点、N34° 38′ 36″ E137° 25′ 08″ の地点、N34° 23′ 33″ E137° 09′ 30″ の地点、N34° 06′ 16″ E136° 46′ 56″ の地点、N33° 53′ 49″ E137° 04′ 26″ の地点、N34° 07′ 52″ E137° 58′ 51″ の地点、N34° 30′ 35″ E138° 14′ 35″ の地点及びN34° 38′ 46″ E137° 46′ 14″ の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域(中部VORを中心とする半径59kmの円内の区域に係るものを除く。) ロ 浜松タカンを中心とする半径54kmの円内の区域のうちN34° 38′ 46″ E137° 46′ 14″ の地点から真方位94° 47′ の方向へのびる直線の南側にあり、かつ、N34° 38′ 46″ E137° 46′ 14″ の地点とN34° 30′ 35″ E138° 14′ 35″ の地点を結ぶ直線の北側にあるもの(N34° 49′ 20″ E138° 17′ 22″ の地点を中心とする半径25kmの円内の区域に係るものを除く。) ハ 浜松タカンを中心とする半径108kmの円内の区域のうちN34° 06′ 16″ E136° 46′ 56″ の地点とN33° 53′ 49″ E137° 04′ 26″ の地点を結ぶ直線の南側にあるもの
明野進入管制区	1 次に掲げる区域の直上空域で高度750m以下のもの イ N34° 37′ 22″ E136° 51′ 40″ を中心とする半径25kmの円内の区域のうちN34° 42′ 17″ E136° 57′ 29″ の地点と大島VORTACを結ぶ直線から7kmの距離にある当該直線の南側の平行線の南側にあるもの(中部VORを中心とする半径25kmの円内の区域に係るものを除く。) ロ N34° 37′ 22″ E136° 51′ 40″ を中心とする半径25kmの円内の区域のうちN34° 42′ 17″ E136° 57′ 29″ の地点と大島VORTACを結ぶ直線から7kmの距離にある当該直線の南側の平行線の北側にあり、中部VORから真方位180° の方向へのびる直線の西側にあるもの(中部VORを中心とする半径25kmの円内の区域に係るものを除く。)

ハ N34° 46' 56" E136° 32' 03" の地点、N34° 42' 03" E136° 35' 36" の地点、N34° 34' 42" E136° 34' 58" の地点及びN34° 46' 56" E136° 32' 03" の地点を順次に結ぶ直線により囲まれる区域（1のイ、ロ及び中部VORを中心とする半径25kmの円内の区域に係るものを除く。）

ニ N34° 38' 21" E137° 19' 35" の地点、N34° 38' 19" E137° 08' 39" の地点、N34° 26' 38" E137° 02' 37" の地点及びN34° 38' 21" E137° 19' 35" の地点を順次に結ぶ直線により囲まれる区域（1のイに係るものを除く。）

2 次に掲げる区域の直上空域で高度1,200m以下のもの

イ N34° 31' 40" E136° 41' 48" を中心とする半径36kmの円内の区域のうちN34° 42' 17" E136° 57' 29" の地点と大島VORTACを結ぶ直線から7kmの距離にある当該直線の南側の平行線の北側にあり、N34° 46' 56" E136° 32' 03" の地点とN34° 34' 42" E136° 34' 58" の地点を結ぶ直線及びその延長線の西側にあり、かつ、N34° 45' 07" E136° 23' 48" の地点とN34° 33' 22" E136° 26' 38" の地点を結ぶ直線の東側にあるもの（中部VORを中心とする半径25kmの円内の区域に係るものを除く。）

ロ N34° 37' 22" E136° 51' 40" を中心とする半径38kmの円内の区域のうちN34° 42' 17" E136° 57' 29" の地点と大島VORTACを結ぶ直線から7kmの距離にある当該直線の南側の平行線の南側にあり、N34° 22' 40" E137° 07' 44" の地点とN34° 18' 04" E137° 01' 43" の地点を結ぶ直線及びその延長線の北側にあるもの（1のイ、ハ及びニ並びに中部VORを中心とする半径25kmの円内の区域に係るものを除く。）

ハ 中部VORを中心とする半径59kmの円内の区域のうちN34° 38' 21" E137° 19' 35" の地点とN34° 26' 38" E137° 02' 37" の地点を結ぶ直線及びその延長線の南側にあるもの（2のロ及び浜松タカンから半径36kmの円内の区域に係るものを除く。）

ニ N34° 45' 07" E136° 23' 48" の地点、N34° 38' 11" E136° 26' 10" の地点、N34° 33' 22" E136° 26' 38" の地点及びN34° 45'

	07" E136° 23' 48" の地点を順次に結ぶ直線により囲まれる区域のうちN34° 42' 17" E136° 57' 29" の地点と大島VORTACを結ぶ直線から7kmの距離にある当該直線の南側の平行線の南側にあるもの(N34° 37' 22" E136° 51' 40" を中心とする半径38kmの円内の区域に係るものを除く。) 3 次に掲げる区域の直上空域で高度1,500m以下のもの イ N34° 31' 40" E136° 41' 48" を中心とする半径36kmの円内の区域のうちN34° 42' 17" E136° 57' 29" の地点と大島VORTACを結ぶ直線から7kmの距離にある当該直線の南側の平行線の北側にあり、N34° 45' 07" E136° 23' 48" の地点とN34° 33' 22" E136° 26' 38" の地点を結ぶ直線の西側にあるもの ロ N34° 31' 40" E136° 41' 48" を中心とする半径36kmの円内の区域のうちN34° 42' 17" E136° 57' 29" の地点と大島VORTACを結ぶ直線から7kmの距離にある当該直線の南側の平行線の南側にあるもの(1のイ、ハ及びニ、2のロ及びニ並びに中部VORを中心とする半径25kmの円内の区域を除く。) ハ N34° 18' 04" E137° 01' 43" の地点、N34° 06' 28" E136° 46' 40" の地点、N34° 14' 14" E136° 29' 58" の地点及びN34° 18' 04" E137° 01' 43" の地点を順次に結ぶ直線により囲まれる区域(2のロ及び3のロの区域に係るものを除く。)
広島進入管制区	1 N34° 40' 20" E133° 34' 22" の地点、N34° 32' 06" E133° 20' 20" の地点、N34° 21' 47" E133° 27' 38" の地点、N34° 40' 00" E133° 35' 00" の地点及びN34° 40' 20" E133° 34' 22" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度1,850m以下のもの 2 N34° 32' 06" E133° 20' 20" の地点、N34° 29' 56" E132° 53' 59" の地点、N34° 18' 04" E132° 27' 51" の地点、N34° 05' 59" E132° 31' 46" の地点、N34° 04' 27" E132° 35' 03" の地点、N34° 10' 50" E133° 23' 13" の地点、N34° 21' 47" E133° 27' 38" の地点及びN34° 32' 06" E133° 20' 20" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域(N34° 08' 27" E132° 13' 57" の地点を中心とする半径27kmの円内の区域に係るものを除く。)の直上空域で高度2,450m以下のもの

	もの 3 N34° 08' 27" E132° 13' 57" の地点を中心とする半径27kmの円内の区域のうちN34° 20' 39" E132° 24' 29" の地点とN34° 17' 27" E132° 22' 25" の地点を結ぶ直線の東側にあり、N34° 17' 27" E132° 22' 25" の地点とN34° 15' 00" E132° 23' 00" の地点を結ぶ直線の東側にあり、N34° 15' 00" E132° 23' 00" の地点とN34° 06' 38" E132° 30' 21" の地点を結ぶ直線の東側にあり、かつ、N34° 06' 38" E132° 30' 21" の地点とN34° 05' 59" E132° 31' 46" の地点を結ぶ直線の北側にある区域の直上空域で高度2,450m以下のもの（高度1,850mのものを除く。） 4 N34° 53' 37" E132° 45' 59" の地点、N34° 49' 24" E132° 43' 14" の地点、N34° 46' 20" E132° 41' 37" の地点、N34° 42' 55" E132° 38' 54" の地点、N34° 20' 39" E132° 24' 29" の地点、N34° 18' 04" E132° 27' 51" の地点、N34° 29' 56" E132° 53' 59" の地点、N34° 32' 06" E133° 20' 20" の地点、N34° 40' 20" E133° 34' 22" の地点、N34° 53' 36" E133° 08' 06" の地点及びN34° 53' 37" E132° 45' 59" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（N34° 08' 27" E132° 13' 57" の地点を中心とする半径27kmの円内の区域に係るものを除く。）の直上空域で高度4,550m以下のもの
関西進入管制区	1 次に掲げる区域の直上空域で高度2,750m以下のもの イ 吉備VOR（N34° 45' E133° 50' ）を中心とする半径36kmの円内の区域のうちN35° 03' 15" E134° 00' 05" の地点とN34° 44' 41" E133° 25' 47" の地点を結ぶ直線の北側にあるもの ロ N34° 40' 17" E134° 00' 54" の地点を中心とする半径41kmの円内の区域のうちN35° 03' 15" E134° 00' 05" の地点とN34° 59' 37" E134° 16' 03" の地点を結ぶ直線の北側にあるもの ハ N35° 03' 15" E134° 00' 05" の地点、N34° 44' 41" E133° 25' 47" の地点、N34° 40' 00" E133° 35' 00" の地点、N34° 36' 03" E133° 33' 24" の地点、N34° 41' 57" E133° 52' 27" の地点、N34° 56' 03" E133° 58' 24" の地点、N34° 59' 37" E134° 16' 03" の地点及びN35° 03' 15" E134° 00' 05" の地点を順次に結ぶ直線によつ

て囲まれる区域(N34° 25′ 48″ E135° 15′ 06″ の地点を中心とする半径126kmの円内の区域のうちN34° 56′ 03″ E133° 58′ 24″ の地点とN34° 41′ 57″ E133° 52′ 27″ の地点を結ぶ直線の西側にあるものを除く。)

2 N34° 40′ 20″ E133° 34′ 22″ の地点、N34° 32′ 06″ E133° 20′ 20″ の地点、N34° 36′ 03″ E133° 33′ 24″ の地点、N34° 40′ 00″ E133° 35′ 00″ の地点及びN34° 40′ 20″ E133° 34′ 22″ の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度1,850mを超え2,750m以下のもの

3 次に掲げる区域の直上空域で高度3,650m以下のもの

イ N35° 11′ 08″ E135° 18′ 58″ の地点、N35° 05′ 46″ E134° 48′ 08″ の地点、N34° 48′ 56″ E135° 07′ 39″ の地点、N34° 56′ 33″ E135° 47′ 35″ の地点、N35° 05′ 05″ E135° 49′ 31″ の地点及びN35° 11′ 08″ E135° 18′ 58″ の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域(中部VORを中心とする半径90kmの円内の区域に係るものを除く。)

ロ N34° 41′ 57″ E133° 52′ 27″ の地点、N34° 36′ 03″ E133° 33′ 24″ の地点、N34° 09′ 44″ E133° 22′ 57″ の地点、N33° 56′ 47″ E133° 33′ 42″ の地点、N33° 27′ 32″ E133° 11′ 27″ の地点、N33° 45′ 32″ E133° 42′ 15″ の地点、N34° 07′ 20″ E133° 53′ 27″ の地点及びN34° 41′ 57″ E133° 52′ 27″ の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域(N34° 25′ 48″ E135° 15′ 06″ の地点を中心とする半径126kmの円内の区域に係るものを除く。)

ハ N34° 19′ 35″ E133° 57′ 12″ の地点を中心とする半径54kmの円内の区域のうちN34° 09′ 44″ E133° 22′ 57″ の地点とN33° 56′ 47″ E133° 33′ 42″ の地点を結ぶ直線の西側にあるもの

ニ 高知VOR (N33° 33′ E133° 41′) を中心とする半径45kmの円内の区域のうちN33° 56′ 47″ E133° 33′ 42″ の地点とN33° 27′ 32″ E133° 11′ 27″ の地点を結ぶ直線の西側にあるもの

4 N34° 36′ 03″ E133° 33′ 24″ の地点、N34° 32′ 06″ E133° 20′ 20″ の地点、N34° 21′ 47″ E133° 27′ 38″ の地点及びN34° 36′ 03″

	E133° 33' 24" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度 1,850mを超え 3,650m以下のもの
5	次に掲げる区域の直上空域で高度 4,550m以下のもの イ N34° 07' 20" E133° 53' 27" の地点、N33° 45' 32" E133° 42' 15" の地点、N33° 27' 32" E133° 11' 27" の地点、N32° 54' 59" E133° 14' 40" の地点、N33° 09' 32" E134° 12' 23" の地点、N33° 25' 35" E134° 21' 55" の地点、N33° 34' 46" E134° 38' 38" の地点、N33° 35' 45" E134° 19' 00" の地点、N33° 37' 02" E134° 19' 00" の地点、N33° 37' 14" E134° 14' 22" の地点及びN34° 07' 20" E133° 53' 27" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域 (N34° 25' 48" E135° 15' 06" の地点を中心とする半径126kmの円内の区域のうちN34° 07' 20" E133° 53' 27" の地点とN33° 37' 14" E134° 14' 22" の地点を結ぶ直線の西側にあるものを除く。) ロ 高知VORを中心とする半径63kmの円内の区域のうちN33° 25' 35" E134° 21' 55" の地点とN33° 09' 32" E134° 12' 23" の地点を結ぶ直線の東側にあるもの
6	N33° 37' 02" E134° 19' 00" の地点、N33° 35' 45" E134° 19' 00" の地点、N33° 34' 46" E134° 38' 38" の地点、N33° 36' 07" E134° 40' 43" の地点及びN33° 37' 02" E134° 19' 00" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度 1,850mを超え 4,550m以下のもの
7	N34° 56' 33" E135° 47' 35" の地点、N34° 48' 56" E135° 07' 39" の地点、N34° 33' 25" E135° 25' 29" の地点、N34° 39' 14" E136° 05' 25" の地点、N34° 40' 19" E136° 07' 39" の地点及びN34° 56' 33" E135° 47' 35" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度 4,900m以下のもの
8	次に掲げる区域の直上空域で高度 5,500m以下のもの イ N34° 40' 19" E136° 07' 39" の地点、N34° 39' 14" E136° 05' 25" の地点、N34° 33' 25" E135° 25' 29" の地点、N33° 53' 10" E135° 16' 14" の地点、N34° 09' 13" E135° 52' 46" の地点、N34° 14' 57" E136° 06' 47" の地点、N34° 31' 00" E136° 19' 05" の地

点及びN34° 40' 19" E136° 07' 39" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域 (N34° 31' 40" E136° 41' 48" を中心とする半径36kmの円内の区域に係るものを除く。)

ロ N34° 48' 20" E135° 24' 13" の地点を中心とする半径86kmの円内の区域のうちN34° 31' 00" E136° 19' 05" の地点とN34° 14' 57" E136° 06' 47" の地点を結ぶ直線の東側にあるもの (N34° 31' 40" E136° 41' 48" を中心とする半径36kmの円内の区域に係るものを除く。)

ハ N34° 22' 32" E134° 25' 24" の地点、N34° 17' 01" E133° 57' 30" の地点、N34° 14' 38" E133° 51' 29" の地点、N33° 37' 14" E134° 14' 22" の地点、N33° 37' 02" E134° 19' 00" の地点、N34° 11' 36" E134° 19' 00" の地点、N34° 13' 00" E134° 19' 32" の地点、N34° 13' 00" E134° 28' 35" の地点及びN34° 22' 32" E134° 25' 24" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域 (徳島VORTAC (N34° 08' E134° 37') を中心とする半径27kmの円内の区域のうちN34° 13' 00" E134° 19' 32" の地点とN34° 11' 36" E134° 19' 00" の地点を結ぶ直線の西側にあるものを除く。)

ニ N34° 25' 48" E135° 15' 06" の地点を中心とする半径126kmの円内の区域のうちN34° 14' 38" E133° 51' 29" の地点とN33° 37' 14" E134° 14' 22" の地点を結ぶ直線の西側にあるもの

9 次に掲げる区域の直上空域で高度1,500mを超え5,500m以下のもの

イ N34° 48' 20" E135° 24' 13" の地点を中心とする半径86kmの円内の区域であって、かつ、N34° 31' 40" E136° 41' 48" を中心とする半径36kmの円内の区域のうちN34° 40' 19" E136° 07' 39" の地点とN34° 31' 00" E136° 19' 05" の地点を結ぶ直線の南側にあるもの

ロ N34° 13' 00" E134° 28' 35" の地点、N34° 13' 00" E134° 19' 32" の地点、N34° 11' 36" E134° 19' 00" の地点、N33° 58' 01" E134° 19' 00" の地点、N33° 58' 27" E134° 33' 23" の地点及びN34° 13' 00" E134° 28' 35" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域

ハ 徳島VORTACを中心とする半径27kmの円内の区域のうちN34° 13'

	00" E134° 19' 32" の地点とN34° 11' 36" E134° 19' 00" の地点を結ぶ直線の西側にあるもの
10	N33° 58' 27" E134° 33' 23" の地点、N33° 58' 01" E134° 19' 00" の地点、N33° 37' 02" E134° 19' 00" の地点、N33° 36' 07" E134° 40' 43" の地点及びN33° 58' 27" E134° 33' 23" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度1,850mを超え5,500m以下のもの
11	次に掲げる区域の直上空域で高度5,800m以下のもの イ N35° 05' 46" E134° 48' 08" の地点、N34° 56' 03" E133° 58' 24" の地点、N34° 14' 38" E133° 51' 29" の地点、N34° 17' 01" E133° 57' 30" の地点、N34° 22' 32" E134° 25' 24" の地点、N34° 47' 13" E134° 58' 44" の地点、N34° 48' 56" E135° 07' 39" の地点及びN35° 05' 46" E134° 48' 08" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域 ロ N34° 25' 48" E135° 15' 06" の地点を中心とする半径126kmの円内の区域のうちN34° 56' 03" E133° 58' 24" の地点とN34° 14' 38" E133° 51' 29" の地点を結ぶ直線の西側にあるもの
12	N34° 48' 56" E135° 07' 39" の地点、N34° 47' 13" E134° 58' 44" の地点、N34° 22' 32" E134° 25' 24" の地点、N34° 13' 00" E134° 28' 35" の地点、N34° 13' 00" E134° 50' 28" の地点、N33° 55' 51" E135° 09' 41" の地点、N33° 46' 36" E135° 05' 00" の地点、N33° 42' 04" E135° 05' 00" の地点、N33° 52' 03" E135° 13' 43" の地点、N33° 53' 10" E135° 16' 14" の地点、N34° 33' 25" E135° 25' 29" の地点及びN34° 48' 56" E135° 07' 39" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（南紀VOR（N33° 40' E135° 22' ）を中心とする半径25kmの円内の区域に係るものを除く。）の直上空域で高度6,100m以下のもの
13	N34° 13' 00" E134° 50' 28" の地点、N34° 13' 00" E134° 38' 38" の地点、N34° 05' 27" E134° 42' 32" の地点、N33° 58' 37" E134° 38' 56" の地点、N33° 43' 23" E135° 05' 00" の地点、N33° 46' 36" E135° 05' 00" の地点、N33° 55' 51" E135° 09' 41" の地点

	及びN34° 13′ 00″ E134° 50′ 28″ の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（徳島VORTACを中心とする半径10kmの円内の区域に係るものを除く。）の直上空域で高度900mを超え6,100m以下のもの 14 次に掲げる区域の直上空域で高度1,500mを超え6,100m以下のもの イ N34° 13′ 00″ E134° 38′ 38″ の地点、N34° 13′ 00″ E134° 28′ 35″ の地点、N33° 58′ 27″ E134° 33′ 23″ の地点、N33° 58′ 37″ E134° 38′ 56″ の地点、N34° 05′ 27″ E134° 42′ 32″ の地点及びN34° 13′ 00″ E134° 38′ 38″ の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域 ロ 徳島VORTACを中心とする半径10kmの円内の区域のうちN34° 13′ 00″ E134° 38′ 38″ の地点とN34° 05′ 27″ E134° 42′ 32″ の地点を結ぶ直線の東側にあるもの 15 N33° 58′ 37″ E134° 38′ 56″ の地点、N33° 58′ 27″ E134° 33′ 23″ の地点、N33° 36′ 07″ E134° 40′ 43″ の地点、N33° 35′ 00″ E135° 05′ 00″ の地点、N33° 43′ 23″ E135° 05′ 00″ の地点及びN33° 58′ 37″ E134° 38′ 56″ の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度1,850mを超え6,100m以下のもの
徳島進入管制区	1 N34° 13′ 00″ E134° 50′ 28″ の地点、N34° 13′ 00″ E134° 38′ 38″ の地点、N34° 05′ 27″ E134° 42′ 32″ の地点、N33° 58′ 37″ E134° 38′ 56″ の地点、N33° 43′ 23″ E135° 05′ 00″ の地点、N33° 46′ 36″ E135° 05′ 00″ の地点、N33° 55′ 51″ E135° 09′ 41″ の地点及びN34° 13′ 00″ E134° 50′ 28″ の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（徳島VORTACを中心とする半径10kmの円内の区域に係るものを除く。）の直上空域で高度900m以下のもの 2 次に掲げる区域の直上空域で高度1,500m以下のもの イ N34° 13′ 00″ E134° 38′ 38″ の地点、N34° 13′ 00″ E134° 19′ 32″ の地点、N34° 11′ 36″ E134° 19′ 00″ の地点、N33° 58′ 01″ E134° 19′ 00″ の地点、N33° 58′ 37″ E134° 38′ 56″ の地点、N34° 05′ 27″ E134° 42′ 32″ の地点及びN34° 13′ 00″ E134° 38′ 38″ の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域 ロ 徳島VORTACを中心とする半径10kmの円内の区域のうちN34° 13′

	00" E134° 38' 38" の地点とN34° 05' 27" E134° 42' 32" の地点を結ぶ直線の東側にあるもの ハ 徳島VORTACを中心とする半径27kmの円内の区域のうちN34° 13' 00" E134° 19' 32" の地点とN34° 11' 36" E134° 19' 00" の地点を結ぶ直線の西側にあるもの 3 N33° 58' 37" E134° 38' 56" の地点、N33° 58' 01" E134° 19' 00" の地点、N33° 35' 45" E134° 19' 00" の地点、N33° 33' 38" E135° 05' 00" の地点、N33° 43' 23" E135° 05' 00" の地点及びN33° 58' 37" E134° 38' 56" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度1,850m以下のもの
築城進入管制区	1 次に掲げる区域の直上空域で高度2,450m未満のもの イ 周防VOR (N33° 51' E131° 02') を中心とする半径22kmの円内であって、かつ、芦屋タカン (N33° 53' E130° 39') を中心とする半径27kmの円内の区域のうちN33° 59' 05" E130° 55' 38" の地点とN33° 53' 27" E130° 53' 56" の地点を結ぶ直線の西側にあり、かつ、N33° 53' 27" E130° 53' 56" の地点とN33° 51' 11" E130° 45' 58" の地点を結ぶ直線の北側にあるもの ロ N33° 52' 47" E130° 51' 40" の地点、N33° 51' 11" E130° 45' 58" の地点、N33° 42' 28" E130° 48' 58" の地点、N33° 43' 51" E130° 54' 45" の地点及びN33° 52' 47" E130° 51' 40" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域 2 N33° 27' 04" E131° 04' 06" の地点、N33° 23' 53" E130° 51' 16" の地点、N33° 05' 33" E131° 01' 28" の地点、N33° 05' 51" E131° 06' 45" の地点及びN33° 27' 04" E131° 04' 06" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度2,750m以下のもの 3 N34° 10' 34" E131° 02' 12" の地点、N34° 09' 17" E130° 55' 36" の地点、N34° 01' 33" E130° 54' 04" の地点、N33° 59' 05" E130° 55' 38" の地点及びN34° 10' 34" E131° 02' 12" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度3,050m未満のもの (芦屋タカンを中心とする半径27kmの円内の区域に係るものを除く。) 4 次に掲げる区域の直上空域で高度3,050m以下のもの

イ N34° 08' 27" E132° 13' 57" の地点を中心とする半径45kmの円内の区域のうちN34° 11' 19" E131° 43' 57" の地点とN33° 56' 12" E131° 47' 41" の地点を結ぶ直線の西側にあるもの

ロ N34° 11' 19" E131° 43' 57" の地点、N33° 56' 12" E131° 47' 41" の地点、N33° 58' 58" E131° 59' 56" の地点、N34° 10' 11" E131° 55' 57" の地点及びN34° 11' 19" E131° 43' 57" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域(N34° 08' 27" E132° 13' 57" の地点を中心とする半径27kmの円内の区域に係るものを除く。)

5 N34° 11' 58" E131° 09' 26" の地点、N34° 10' 34" E131° 02' 12" の地点、N33° 59' 05" E130° 55' 38" の地点、N33° 53' 27" E130° 53' 56" の地点、N33° 52' 47" E130° 51' 40" の地点、N33° 43' 51" E130° 54' 45" の地点、N33° 48' 29" E131° 14' 25" の地点及びN34° 11' 58" E131° 09' 26" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度3,650m未満のもの

6 N33° 28' 56" E131° 11' 43" の地点、N33° 27' 04" E131° 04' 06" の地点、N33° 05' 51" E131° 06' 45" の地点、N33° 05' 55" E131° 07' 57" の地点、N33° 08' 42" E131° 14' 15" の地点及びN33° 28' 56" E131° 11' 43" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度3,950m以下のもの

7 N34° 13' 41" E131° 18' 16" の地点、N34° 11' 58" E131° 09' 26" の地点、N33° 48' 29" E131° 14' 25" の地点、N33° 44' 58" E130° 59' 45" の地点、N33° 29' 44" E130° 48' 00" の地点、N33° 23' 53" E130° 51' 16" の地点、N33° 28' 56" E131° 11' 43" の地点、N33° 08' 42" E131° 14' 15" の地点、N33° 18' 35" E131° 36' 43" の地点、N33° 38' 20" E131° 38' 35" の地点、N33° 49' 23" E131° 54' 28" の地点、N34° 11' 19" E131° 43' 57" の地点及びN34° 13' 41" E131° 18' 16" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度4,900m以下のもの(N34° 08' 27" E132° 13' 57" の地点を中心とする半径45kmの円内の区域に係るものを除く。)

8 N33° 44' 58" E130° 59' 45" の地点、N33° 40' 47" E130° 41' 49" の地点、N33° 36' 11" E130° 44' 24" の地点、N33° 34' 37"

	E130° 51′ 45″ の地点及びN33° 44′ 58″ E130° 59′ 45″ の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度4,900m以下のもの (高度1,850mを越え3,650m未満のものを除く。) 9 N33° 49′ 23″ E131° 54′ 28″ の地点、N33° 38′ 20″ E131° 38′ 35″ の地点、N33° 31′ 12″ E131° 37′ 54″ の地点及びN33° 49′ 23″ E131° 54′ 28″ の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度3,050m以上4,900m以下のもの 10 N33° 36′ 11″ E130° 44′ 24″ の地点、N33° 29′ 44″ E130° 48′ 00″ の地点、N33° 34′ 37″ E130° 51′ 45″ の地点及びN33° 36′ 11″ E130° 44′ 24″ の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で3,650m以上4,900m以下のもの 11 N33° 49′ 23″ E131° 54′ 28″ の地点、N33° 31′ 12″ E131° 37′ 54″ の地点、N33° 24′ 21″ E131° 37′ 16″ の地点、N33° 23′ 12″ E131° 39′ 37″ の地点、N33° 48′ 54″ E131° 55′ 12″ の地点及びN33° 49′ 23″ E131° 54′ 28″ の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度4,550m以上4,900m以下のもの(N34° 08′ 27″ E132° 13′ 57″ の地点を中心とする半径45kmの円内の区域に係るものを除く。)
福岡進入管制区	1 次に掲げる区域の直上空域で高度1,850m以下のもの イ 佐賀VOR (N33° 09′ E130° 18′) を中心とする半径21kmの円内の区域のうちN33° 19′ 29″ E130° 10′ 48″ の地点とN33° 09′ 51″ E130° 03′ 18″ の地点を結ぶ直線の西側にあるもの ロ N33° 19′ 29″ E130° 10′ 48″ の地点、N33° 09′ 51″ E130° 03′ 18″ の地点、N33° 01′ 47″ E130° 13′ 16″ の地点、N33° 01′ 32″ E130° 21′ 13″ の地点、N33° 09′ 15″ E130° 20′ 28″ の地点及びN33° 19′ 29″ E130° 10′ 48″ の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域(長崎VOR (N32° 54′ E129° 55′) を中心とする半径31kmの円内の区域に係るものを除く。) ハ 佐賀VORを中心とする半径14kmの円内の区域のうちN33° 01′ 47″ E130° 13′ 16″ の地点とN33° 01′ 32″ E130° 21′ 13″ の地点を結ぶ直線の南側にあるもの

- 2 N33° 36' 11" E130° 44' 24" の地点、N33° 29' 44" E130° 48' 00" の地点、N33° 34' 37" E130° 51' 45" の地点及びN33° 36' 11" E130° 44' 24" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度3,650m未満のもの
- 3 N33° 44' 58" E130° 59' 45" の地点、N33° 40' 47" E130° 41' 49" の地点、N33° 36' 11" E130° 44' 24" の地点、N33° 34' 37" E130° 51' 45" の地点及びN33° 44' 58" E130° 59' 45" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度1,850mを超え3,650m未満のもの
- 4 N33° 51' 11" E130° 45' 58" の地点、N33° 46' 21" E130° 28' 50" の地点、N33° 03' 53" E130° 33' 03" の地点、N33° 05' 33" E131° 01' 28" の地点、N33° 40' 47" E130° 41' 49" の地点、N33° 42' 28" E130° 48' 58" の地点及びN33° 51' 11" E130° 45' 58" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度4,900m以下のもの
- 5 N33° 52' 47" E130° 51' 40" の地点、N33° 51' 11" E130° 45' 58" の地点、N33° 42' 28" E130° 48' 58" の地点、N33° 43' 51" E130° 54' 45" の地点及びN33° 52' 47" E130° 51' 40" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度2,450m以上4,900m以下のもの
- 6 N33° 58' 36" E131° 12' 15" の地点、N33° 52' 47" E130° 51' 40" の地点、N33° 43' 51" E130° 54' 45" の地点、N33° 48' 29" E131° 14' 25" の地点及びN33° 58' 36" E131° 12' 15" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度3,650m以上4,900m以下のもの
- 7 次に掲げる区域の直上空域で高度5,500m以下のもの
- イ 福岡VORTAC (N33° 41' E130° 23') を中心とする半径81kmの円内の区域のうちN34° 15' 54" E130° 56' 55" の地点とN34° 09' 37" E129° 42' 00" の地点を結ぶ直線の北側にあるもの
- ロ N33° 45' 08" E129° 46' 56" の地点を中心とする半径27kmの円内の区域のうちN34° 00' 07" E129° 46' 26" の地点とN33° 44'

	47" E129° 28' 57" の地点を結ぶ直線の西側にあるもの ハ N33° 45' 08" E129° 46' 56" の地点を中心とする半径45kmの円内の区域のうちN33° 25' 19" E130° 05' 16" の地点とN33° 22' 31" E129° 34' 03" の地点を結ぶ直線の南側にあるもの ニ N34° 15' 54" E130° 56' 55" の地点、N34° 09' 37" E129° 42' 00" の地点、N34° 00' 07" E129° 46' 26" の地点、N33° 44' 47" E129° 28' 57" の地点、N33° 41' 38" E129° 29' 02" の地点、N33° 22' 31" E129° 34' 03" の地点、N33° 25' 19" E130° 05' 16" の地点、N33° 09' 15" E130° 20' 28" の地点、N33° 03' 09" E130° 21' 04" の地点、N33° 03' 53" E130° 33' 03" の地点、N33° 46' 21" E130° 28' 50" の地点、N33° 51' 35" E130° 47' 20" の地点、N34° 01' 33" E130° 54' 04" の地点及びN34° 15' 54" E130° 56' 55" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（周防VORを中心とする半径22kmの円内の区域に係るものを除く。）
8	周防VORを中心とする半径22kmの円内であって、かつ、芦屋タカンを中心とする半径27kmの円内の区域のうちN33° 59' 05" E130° 55' 38" の地点とN33° 53' 27" E130° 53' 56" の地点を結ぶ直線の西側にあり、かつ、N33° 53' 27" E130° 53' 56" の地点とN33° 51' 35" E130° 47' 20" の地点を結ぶ直線の北側にあるものの直上空域で高度2,450m以上5,500m以下のもの
9	次に掲げる区域の直上空域で高度3,050m以上5,500m以下のもの イ 福岡VORTACを中心とする半径81kmの円内の区域のうちN34° 15' 54" E130° 56' 55" の地点とN34° 11' 28" E131° 02' 45" の地点を結ぶ直線の東側にあるもの ロ N34° 15' 54" E130° 56' 55" の地点、N34° 01' 33" E130° 54' 04" の地点、N33° 59' 05" E130° 55' 38" の地点、N34° 11' 28" E131° 02' 45" の地点及びN34° 15' 54" E130° 56' 55" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（8に係る区域を除く。）
10	N34° 16' 48" E131° 08' 22" の地点、N34° 15' 02" E130° 58' 13" の地点、N33° 59' 05" E130° 55' 38" の地点、N33° 53' 27" E130° 53' 56" の地点、N33° 58' 36" E131° 12' 15" の地点及び

	N34° 16′ 48″ E131° 08′ 22″ の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（9に係る区域を除く。）の直上空域で高度3,650m以上5,500m以下のもの 11 N33° 25′ 19″ E130° 05′ 16″ の地点、N33° 22′ 31″ E129° 34′ 03″ の地点、N33° 06′ 15″ E129° 38′ 18″ の地点、N33° 09′ 21″ E129° 52′ 52″ の地点、N33° 20′ 24″ E130° 09′ 55″ の地点及びN33° 25′ 19″ E130° 05′ 16″ の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（7のハに係る区域を除く。）の直上空域で高度3,650mを超え5,500m以下のもの
大分進入管制区	1 N33° 49′ 23″ E131° 54′ 28″ の地点、N33° 38′ 20″ E131° 38′ 35″ の地点、N33° 31′ 12″ E131° 37′ 54″ の地点及びN33° 49′ 23″ E131° 54′ 28″ の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度3,050m未満のもの 2 次に掲げる区域の直上空域で高度3,650m以下のもの イ N33° 49′ 23″ E131° 54′ 28″ の地点、N33° 31′ 12″ E131° 37′ 54″ の地点、N33° 18′ 35″ E131° 36′ 43″ の地点、N33° 15′ 13″ E131° 29′ 03″ の地点、N33° 07′ 19″ E131° 23′ 55″ の地点、N32° 56′ 19″ E131° 14′ 08″ の地点、N33° 23′ 46″ E132° 14′ 25″ の地点、N33° 22′ 58″ E132° 09′ 39″ の地点、N33° 31′ 16″ E132° 02′ 53″ の地点、N33° 44′ 10″ E132° 06′ 42″ の地点及びN33° 49′ 23″ E131° 54′ 28″ の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（N34° 08′ 27″ E132° 13′ 57″ の地点を中心とする半径45kmの円内の区域に係るものを除く。） ロ N33° 13′ 13″ E131° 42′ 12″ の地点を中心とする半径52kmの円内の区域のうちN33° 23′ 46″ E132° 14′ 25″ の地点とN32° 56′ 19″ E131° 14′ 08″ の地点を結ぶ直線の南側にあるもの ハ N33° 13′ 13″ E131° 42′ 12″ の地点を中心とする半径45kmの円内の区域のうちN33° 31′ 16″ E132° 02′ 53″ の地点とN33° 22′ 58″ E132° 09′ 39″ の地点を結ぶ直線の東側にあるもの 3 次に掲げる区域の直上空域で高度2,150m以上3,650m以下のもの イ N33° 58′ 58″ E131° 59′ 56″ の地点、N33° 49′ 23″ E131° 54′

	28" の地点、N33° 44' 10" E132° 06' 42" の地点、N33° 48' 22" E132° 07' 57" の地点、N33° 53' 36" E132° 11' 17" の地点及び N33° 58' 58" E131° 59' 56" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域 (N34° 08' 27" E132° 13' 57" の地点を中心とする半径 27km の円内の区域に係るものを除く。) ロ N34° 08' 27" E132° 13' 57" の地点を中心とする半径 45km の円内の区域のうち N33° 49' 23" E131° 54' 28" の地点と N33° 44' 10" E132° 06' 42" の地点を結ぶ直線の南側にあるもの
長崎進入管制区	1 次に掲げる区域の直上空域で高度 3,650m 以下のもの イ N33° 25' 19" E130° 05' 16" の地点、N33° 22' 27" E129° 34' 13" の地点、N33° 22' 19" E129° 34' 06" の地点、N33° 06' 15" E129° 38' 18" の地点、N33° 09' 21" E129° 52' 52" の地点、N33° 20' 24" E130° 09' 55" の地点及び N33° 25' 19" E130° 05' 16" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域 (N33° 45' 08" E129° 46' 56" の地点を中心とする半径 45km の円内の区域に係るものを除く。) ロ N32° 43' 12" E129° 53' 25" の地点、N32° 43' 12" E129° 33' 23" の地点、N32° 40' 53" E129° 30' 41" の地点、N32° 39' 17" E129° 22' 46" の地点、N32° 25' 22" E129° 30' 21" の地点、N32° 25' 22" E129° 53' 25" の地点及び N32° 43' 12" E129° 53' 25" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域 2 次に掲げる区域の直上空域で高度 5,200m 以下のもの イ N33° 22' 19" E129° 34' 06" の地点、N32° 57' 52" E129° 12' 35" の地点、N32° 39' 17" E129° 22' 46" の地点、N32° 40' 53" E129° 30' 41" の地点、N32° 43' 12" E129° 33' 23" の地点、N32° 43' 12" E129° 53' 25" の地点、N32° 25' 22" E129° 53' 25" の地点、N32° 25' 22" E129° 59' 13" の地点、N32° 33' 53" E130° 00' 08" の地点、N32° 35' 44" E129° 59' 05" の地点、N32° 38' 28" E130° 05' 26" の地点、N32° 40' 18" E130° 18' 40" の地点、N32° 44' 07" E130° 17' 35" の地点、N32° 49' 50" E130° 22' 18" の地点、N33° 01' 32" E130° 21' 13" の地点、N33° 01' 47"

E130° 13' 16" の地点、N33° 09' 51" E130° 03' 18" の地点、N33° 19' 29" E130° 10' 48" の地点、N33° 20' 24" E130° 09' 55" の地点、N33° 09' 21" E129° 52' 52" の地点、N33° 06' 15" E129° 38' 18" の地点及びN33° 22' 19" E129° 34' 06" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域(佐賀VORを中心とする半径21kmの円内の区域のうちN33° 19' 29" E130° 10' 48" の地点とN33° 09' 51" E130° 03' 18" の地点を結ぶ直線の西側にあるもの、佐賀VORを中心とする半径14kmの円内の区域のうちN33° 01' 47" E130° 13' 16" の地点とN33° 01' 32" E130° 21' 13" の地点を結ぶ直線の南側にあるもの及び天草VOR (N32° 29' E130° 10') を中心とする半径17kmの円内の区域に係るものを除く。)

ロ 長崎VORを中心とする半径31kmの円内の区域のうちN33° 09' 51" E130° 03' 18" の地点とN33° 01' 47" E130° 13' 16" の地点を結ぶ直線の東側にあるもの

3 次に掲げる区域の直上空域で高度1,850mを超え5,200m以下のもの

イ 佐賀VORを中心とする半径21kmの円内の区域のうちN33° 19' 29" E130° 10' 48" の地点とN33° 09' 51" E130° 03' 18" の地点を結ぶ直線の西側にあるもの

ロ N33° 19' 29" E130° 10' 48" の地点、N33° 09' 51" E130° 03' 18" の地点、N33° 01' 47" E130° 13' 16" の地点、N33° 01' 32" E130° 21' 13" の地点、N33° 09' 15" E130° 20' 28" の地点及びN33° 19' 29" E130° 10' 48" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域(長崎VORを中心とする半径31kmの円内の区域に係るものを除く。)

ハ 佐賀VORを中心とする半径14kmの円内の区域のうちN33° 01' 47" E130° 13' 16" の地点とN33° 01' 32" E130° 21' 13" の地点を結ぶ直線の南側にあるもの

ニ N32° 40' 18" E130° 18' 40" の地点、N32° 38' 28" E130° 05' 26" の地点、N32° 35' 44" E129° 59' 05" の地点、N32° 33' 53" E130° 00' 08" の地点、N32° 25' 22" E129° 59' 13" の地点、N32° 25' 22" E130° 23' 06" の地点、N32° 27' 34" E130° 22' 15" の地

	点及びN32° 40′ 18″ E130° 18′ 40″ の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域 ホ 天草VORを中心とする半径17kmの円内の区域のうちN32° 33′ 53″ E130° 00′ 08″ の地点とN32° 25′ 22″ E129° 59′ 13″ の地点を結ぶ直線の西側にあるもの
熊本進入管制区	1 次に掲げる区域の直上空域で高度1,850m以下のもの イ N32° 40′ 18″ E130° 18′ 40″ の地点、N32° 38′ 28″ E130° 05′ 26″ の地点、N32° 35′ 44″ E129° 59′ 05″ の地点、N32° 33′ 53″ E130° 00′ 08″ の地点、N32° 19′ 21″ E130° 08′ 26″ の地点、N32° 19′ 21″ E130° 25′ 14″ の地点、N32° 25′ 00″ E130° 24′ 44″ の地点、N32° 25′ 22″ E130° 23′ 06″ の地点、N32° 27′ 34″ E130° 22′ 15″ の地点及びN32° 40′ 18″ E130° 18′ 40″ の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域 ロ 天草VORを中心とする半径17kmの円内の区域のうちN32° 33′ 53″ E130° 00′ 08″ の地点とN32° 19′ 21″ E130° 08′ 26″ の地点を結ぶ直線の西側にあるもの 2 N33° 15′ 13″ E131° 29′ 03″ の地点、N33° 05′ 55″ E131° 07′ 57″ の地点、N33° 03′ 09″ E130° 21′ 04″ の地点、N32° 49′ 50″ E130° 22′ 18″ の地点、N32° 44′ 07″ E130° 17′ 35″ の地点、N32° 27′ 34″ E130° 22′ 15″ の地点、N32° 25′ 22″ E130° 23′ 06″ の地点、N32° 25′ 00″ E130° 24′ 44″ の地点、N32° 19′ 21″ E130° 25′ 14″ の地点、N32° 03′ 33″ E130° 16′ 44″ の地点、N32° 18′ 36″ E130° 52′ 45″ の地点、N32° 24′ 21″ E130° 56′ 24″ の地点、N32° 52′ 33″ E131° 10′ 48″ の地点、N33° 07′ 19″ E131° 23′ 55″ の地点及びN33° 15′ 13″ E131° 29′ 03″ の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度4,900m以下のもの
鹿児島進入管制区	1 次に掲げる区域の直上空域で高度4,550m以下のもの イ 宮崎VOR (N31° 53′ E131° 26′) を中心とする半径90kmの円内の区域のうちN31° 56′ 37″ E132° 24′ 47″ の地点とN31° 03′ 34″ E131° 37′ 31″ の地点を結ぶ直線の東側にあるもの ロ N31° 56′ 37″ E132° 24′ 47″ の地点、N31° 05′ 32″ E131° 37′

	18" の地点、N31° 03' 34" E131° 37' 31" の地点及びN31° 56' 37" E132° 24' 47" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域
2	N31° 05' 32" E131° 37' 18" の地点、N31° 03' 43" E131° 35' 39" の地点、N31° 03' 34" E131° 37' 31" の地点及びN31° 05' 32" E131° 37' 18" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度1,850mを超え4,550m以下のもの
3	次に掲げる区域の直上空域で高度4,900m以下のもの イ N32° 10' 40" E130° 33' 43" の地点、N31° 59' 29" E130° 07' 08" の地点、N31° 25' 50" E130° 04' 25" の地点、N31° 22' 35" E130° 07' 12" の地点及びN32° 10' 40" E130° 33' 43" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域 ロ 加治木VOR (N31° 48' E130° 44') を中心とする半径72kmの円内の区域のうちN31° 25' 50" E130° 04' 25" の地点とN31° 22' 35" E130° 07' 12" の地点を結ぶ直線の西側にあるもの
4	次に掲げる区域の直上空域で高度6,100m以下のもの イ 宮崎VORを中心とする半径90kmの円内の区域のうちN32° 39' 07" E131° 48' 28" の地点とN31° 56' 37" E132° 24' 47" の地点を結ぶ直線の東側にあるもの ロ N32° 39' 07" E131° 48' 28" の地点、N32° 34' 37" E131° 01' 37" の地点、N32° 24' 21" E130° 56' 24" の地点、N32° 18' 36" E130° 52' 45" の地点、N32° 10' 40" E130° 33' 43" の地点、N31° 22' 35" E130° 07' 12" の地点、N31° 21' 05" E130° 08' 42" の地点、N31° 33' 41" E131° 11' 33" の地点、N31° 30' 45" E131° 12' 20" の地点、N31° 35' 00" E131° 34' 05" の地点、N31° 05' 32" E131° 37' 18" の地点、N31° 56' 37" E132° 24' 47" の地点及びN32° 39' 07" E131° 48' 28" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域 ハ 加治木VORを中心とする半径72kmの円内の区域のうちN31° 22' 35" E130° 07' 12" の地点とN31° 21' 05" E130° 08' 42" の地点を結ぶ直線の西側にあるもの
5	次に掲げる区域の直上空域で高度1,500mを超え6,100m以下のもの

	イ N31° 33′ 41″ E131° 11′ 33″ の地点、N31° 21′ 05″ E130° 08′ 42″ の地点、N31° 07′ 54″ E130° 39′ 42″ の地点、N31° 06′ 57″ E130° 52′ 57″ の地点、N31° 25′ 33″ E130° 46′ 01″ の地点、N31° 30′ 45″ E131° 12′ 20″ の地点及びN31° 33′ 41″ E131° 11′ 33″ の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域 ロ 加治木VORを中心とする半径72kmの円内の区域のうちN31° 21′ 05″ E130° 08′ 42″ の地点とN31° 07′ 54″ E130° 39′ 42″ の地点を結ぶ直線の南側にあるもの 6 N31° 35′ 00″ E131° 34′ 05″ の地点、N31° 25′ 33″ E130° 46′ 01″ の地点、N31° 06′ 57″ E130° 52′ 57″ の地点、N31° 03′ 43″ E131° 35′ 39″ の地点、N31° 05′ 32″ E131° 37′ 18″ の地点及びN31° 35′ 00″ E131° 34′ 05″ の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度1,850mを超え6,100m以下のもの
鹿屋進入管制区	1 N31° 33′ 17″ E131° 51′ 47″ の地点とN31° 21′ 21″ E130° 50′ 56″ とを結ぶ直線から9kmの距離にある当該直線の北側の平行線、鹿児島VORTACと中種子VOR (N30° 36′ E130° 59′) とを結ぶ直線から7kmの距離にある当該直線の東側の平行線、N31° の線及び宮崎VORとN31° 28′ 51″ E131° 28′ 54″ の地点とを結ぶ直線から9kmの距離にある当該直線の東側の平行線により囲まれる区域の直上空域で、高度1,850m以下のもの 2 次に掲げる区域の直上空域で高度1,500m以下のもの イ N31° 21′ 21″ E130° 50′ 56″ を中心とする半径90kmの円内の区域のうちN31° 33′ 17″ E131° 51′ 47″ の地点とN31° 21′ 21″ E130° 50′ 56″ とを結ぶ直線から14kmの距離にある当該直線の北側の平行線の南側にあり、N30° 50′ の線の北側にあり、かつ、鹿児島VORTACと中種子VORとを結ぶ直線から7kmの距離にある当該直線の西側の平行線の西側にあるもの ロ N31° 33′ 17″ E131° 51′ 47″ の地点とN31° 21′ 21″ E130° 50′ 56″ とを結ぶ直線から14kmの距離にある当該直線の北側の平行線、鹿児島VORTACと中種子VORとを結ぶ直線から7kmの距離にある当該直線の西側の平行線、N31° の線及び加治木VORとN31° 21′ 21″

	E130° 50′ 56″ とを結ぶ直線から36kmの距離にある当該直線の東側の平行線により囲まれる区域（1に係るものを除く。）
那覇進入管制区	1 次に掲げる区域の直上空域で高度6,100m以下のもの イ 笠利VOR（N28° 26′ E129° 43′）を中心とする半径99kmの円内の区域のうちN28° 21′ 21″ E130° 44′ 50″ の地点とN28° 09′ 27″ E128° 43′ 15″ の地点を結ぶ直線の北側にあるもの ロ N28° 21′ 21″ E130° 44′ 50″ の地点、N28° 09′ 27″ E128° 43′ 15″ の地点、N27° 55′ 07″ E128° 32′ 05″ の地点、N27° 09′ 28″ E128° 00′ 14″ の地点、N26° 43′ 52″ E128° 35′ 40″ の地点、N26° 56′ 48″ E128° 50′ 42″ の地点、N27° 39′ 00″ E129° 17′ 57″ の地点、N27° 42′ 01″ E129° 30′ 22″ の地点、N28° 01′ 30″ E130° 30′ 45″ の地点及びN28° 21′ 21″ E130° 44′ 50″ の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（那覇VORTAC（N26° 13′ E127° 39′）を中心とする半径108kmの円内の区域を除く。） 2 次に掲げる区域の直上空域で高度7,600m以下のもの イ 那覇VORTACを中心とする半径90kmの円内の区域のうちN26° 51′ 59″ E126° 48′ 07″ の地点とN25° 52′ 29″ E126° 47′ 40″ の地点を結ぶ直線の東側にあるもの ロ 久米島VORTAC（N26° 22′ E126° 43′）を中心とする半径54kmの円内の区域のうちN26° 51′ 59″ E126° 48′ 07″ の地点とN25° 52′ 29″ E126° 47′ 40″ の地点を結ぶ直線の西側にあるもの ハ 那覇VORTACを中心とする半径108kmの円内の区域のうちN25° 52′ 29″ E126° 47′ 40″ の地点とN25° 23′ 16″ E127° 28′ 02″ の地点を結ぶ直線の北側又はN25° 23′ 16″ E127° 28′ 02″ の地点とN25° 14′ 00″ E127° 24′ 04″ の地点を結ぶ直線の東側にあるもの（2のイ及びロの区域を除く。）
硫黄島進入管制区	硫黄島タカン（N24° 47′ E141° 19′）を中心とする半径99kmの円内の区域の直上空域で、高度6,100m以下のもの
先島進入管制区	1 次に掲げる区域の直上空域で高度2,150m未満のもの イ N24° 47′ 10″ E125° 18′ 04″ の地点を中心とする半径90kmの円内の区域のうちN25° 36′ 53″ E125° 24′ 49″ の地点とN25° 21′

	58" E125° 22' 47" の地点を結ぶ直線の西側にあり、かつ、N25° 09' 46" E124° 29' 03" の地点とN25° 03' 01" E124° 43' 47" の地点を結ぶ直線の北側にあるもの(N24° 47' 10" E125° 18' 04" の地点を中心とする半径63kmの円内の区域を除く。) ロ N24° 47' 10" E125° 18' 04" の地点を中心とする半径90kmの円内の区域のうちN24° 21' 29" E125° 44' 12" の地点とN24° 10' 26" E125° 55' 20" の地点を結ぶ直線の西側にあり、かつ、N24° 13' 37" E125° 06' 54" の地点とN23° 59' 14" E125° 02' 08" の地点を結ぶ直線の東側にあるもの(N24° 47' 10" E125° 18' 04" の地点を中心とする半径63kmの円内の区域を除く。) 2 石垣島VOR (N24° 24' E124° 14') を中心とする半径72kmの円内の区域であって、かつ、下地島VOR (N24° 49' E125° 09') を中心とする半径135kmの円内の区域のうちN25° 02' 56" E124° 05' 31" の地点とN24° 01' 15" E124° 05' 28" の地点を結ぶ直線の東側にあり、かつ、N25° 02' 24" E124° 25' 47" の地点とN24° 03' 15" E124° 51' 47" の地点を結ぶ直線の西側にあるものの直上空域で高度4,900m以下のもの 3 次に掲げる区域の直上空域で高度8,550m以下のもの イ N24° 47' 10" E125° 18' 04" の地点を中心とする半径90kmの円内の区域(1及び2に係る区域を除く。) ロ N26° 01' 47" E126° 18' 57" の地点、N25° 49' 21" E126° 07' 46" の地点、N25° 29' 50" E125° 46' 56" の地点、N24° 55' 46" E126° 12' 11" の地点、N25° 03' 19" E126° 58' 57" の地点、N25° 28' 01" E127° 13' 00" の地点、N25° 52' 29" E126° 47' 40" の地点、及びN26° 01' 47" E126° 18' 57" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域(久米島VORTACを中心とする半径54kmの円内の区域、那覇VORTACを中心とする半径90kmの円内の区域及び3のイの区域を除く。)
--	---

改正文 (昭和五一年三月三〇日運輸省告示第一六〇号) 抄
昭和五十一年四月一日から適用する。

改正文 (昭和五一年四月三〇日運輸省告示第二一九号) 抄

昭和五十一年五月一日から適用する。

改正文 （昭和五二年二月一四日運輸省告示第九七号） 抄
昭和五十二年二月二十日から適用する。

改正文 （昭和五二年六月七日運輸省告示第二九七号） 抄
昭和五十二年六月十日から適用する。

改正文 （昭和五二年六月八日運輸省告示第三〇一号） 抄
昭和五十二年六月二十日から適用する。

改正文 （昭和五三年三月八日運輸省告示第一三一号） 抄
昭和五十二年三月十日から適用する。

改正文 （昭和五三年三月二五日運輸省告示第一五八号） 抄
運輸大臣が別に告示で定める日から適用する。

（昭和五三年運輸省告示第一九六号で昭和五三年五月二〇日から適用）

（昭五三運告一七五・一部改正）

改正文 （昭和五三年一〇月四日運輸省告示第四九六号） 抄
昭和五十三年十月五日から適用する。

改正文 （昭和五三年十一月二日運輸省告示第五六二号） 抄
昭和五十三年十一月二日から適用する。

改正文 （昭和五四年十一月一七日運輸省告示第六四三号） 抄
昭和五十四年十二月十日から適用する。

改正文 （昭和五五年一月三〇日運輸省告示第五八号） 抄
昭和五十五年二月二十一日から適用する。

改正文 （昭和五五年一〇月一八日運輸省告示第四九八号） 抄
昭和五十五年十一月一日から適用する。

改正文 （昭和五六年一月二二日運輸省告示第四三号） 抄
昭和五十六年三月一日から適用する。

改正文 （昭和五六年四月二三日運輸省告示第二〇七号） 抄
昭和五十六年四月二十三日から適用する。

改正文 （昭和五六年八月六日運輸省告示第三六〇号） 抄
昭和五十六年九月三日から適用する。

改正文 （昭和五八年三月一七日運輸省告示第一一一号） 抄
昭和五十八年四月十四日から適用する。

改正文 （昭和五八年一二月二二日運輸省告示第六四九号） 抄
昭和五十九年一月十九日から適用する。

改正文 （昭和五九年二月一六日運輸省告示第九六号） 抄
昭和五十九年三月十八日から適用する。

改正文 （昭和五九年四月一二日運輸省告示第一九一号） 抄
昭和五十九年五月十二日から適用する。

改正文 （昭和五九年五月一〇日運輸省告示第二五二号） 抄
昭和五十九年六月七日から適用する。

改正文 （昭和五九年六月七日運輸省告示第三二二号） 抄
昭和五十九年七月五日から適用する。

改正文 （昭和五九年一一月二二日運輸省告示第六〇四号） 抄
昭和五十九年十二月二十日から適用する。

改正文 （昭和六一年一月一六日運輸省告示第一八号） 抄
昭和六十一年二月十三日から適用する。

改正文 （昭和六一年四月一日運輸省告示第一四九号） 抄
昭和六十一年四月十日から適用する。

改正文 （昭和六一年六月五日運輸省告示第二六五号） 抄
昭和六十一年七月三日から適用する。

改正文 （昭和六一年七月三十一日運輸省告示第三四六号） 抄
昭和六十一年九月二十五日から適用する。

改正文 （昭和六一年一一月二〇日運輸省告示第五三〇号） 抄
昭和六十一年十二月十八日から適用する。

改正文 （昭和六二年二月一二日運輸省告示第八八号） 抄
昭和六十二年三月十三日から適用する。

改正文 （昭和六二年六月二二日運輸省告示第三四七号） 抄
昭和六十二年七月十九日から適用する。

改正文 （昭和六二年一〇月二二日運輸省告示第五三七号） 抄
昭和六十二年十一月十九日から適用する。

改正文 （昭和六三年二月一五日運輸省告示第八七号） 抄
昭和六十三年三月十一日から適用する。

改正文 （昭和六三年一二月一五日運輸省告示第五八八号） 抄

昭和六十四年一月十二日から適用する。

改正文 （平成元年六月二九日運輸省告示第三五五号） 抄
平成元年七月二十七日から適用する。

改正文 （平成元年一〇月一九日運輸省告示第五七四号） 抄
平成元年十一月十六日から適用する。

改正文 （平成元年一一月一六日運輸省告示第六四〇号） 抄
浜松進入管制区及び鹿児島進入管制区の項の改正規定は平成元年十二月十四日から、大阪
進入管制区、広島進入管制区、高松進入管制区、徳島進入管制区及び高知進入管制区の項の
改正規定は平成元年十二月十六日から適用する。

改正文 （平成二年三月八日運輸省告示第一三二号） 抄
平成二年四月五日から適用する。

改正文 （平成二年一二月一三日運輸省告示第六二一号） 抄
平成三年一月十日から適用する。

改正文 （平成三年三月七日運輸省告示第一二九号） 抄
平成三年四月十三日から適用する。

改正文 （平成三年九月一九日運輸省告示第四八二号） 抄
平成三年十一月一日から適用する。

改正文 （平成四年三月五日運輸省告示第一二六号） 抄
平成四年四月二日から適用する。

改正文 （平成四年一一月一二日運輸省告示第六〇〇号） 抄
平成四年十二月十日から適用する。

改正文 （平成五年二月四日運輸省告示第九二号） 抄
平成五年三月二十日から適用する。

改正文 （平成五年九月一六日運輸省告示第五四九号） 抄
平成五年十月二十九日から適用する。

改正文 （平成五年一一月一日運輸省告示第六六五号） 抄
平成五年十二月九日から適用する。

改正文 （平成六年二月三日運輸省告示第八五号） 抄
平成六年三月三日から適用する。

改正文 （平成六年四月二八日運輸省告示第二九九号） 抄
平成六年七月二十一日から適用する。

改正文 （平成六年六月二三日運輸省告示第四一二号） 抄
平成六年七月二十一日から適用する。

改正文 （平成六年一二月八日運輸省告示第七八〇号） 抄
平成七年一月五日から適用する。

改正文 （平成七年四月二七日運輸省告示第二七九号） 抄
平成七年五月二十五日から適用する。

改正文 （平成八年二月二九日運輸省告示第九三号） 抄
平成八年三月二十八日から適用する。

改正文 （平成八年一〇月九日運輸省告示第五九三号） 抄
平成八年十一月七日から適用する。

附 則 （平成一〇年二月二六日運輸省告示第六八号）
この告示は、平成十年三月二十六日から適用する。

附 則 （平成一〇年六月一八日運輸省告示第三〇八号）
この告示は、平成十年七月十七日から施行する。

附 則 （平成一〇年七月一六日運輸省告示第三六六号）
この告示は、平成十年九月十日から施行する。

附 則 （平成一〇年一〇月八日運輸省告示第五一六号）
この告示は、平成十年十二月三日から施行する。

附 則 （平成一二年二月二四日運輸省告示第三五号）
この告示は、平成十二年三月二十三日から施行する。

附 則 （平成一二年四月二〇日運輸省告示第二一一号）
この告示は、平成十二年五月十八日から施行する。

附 則 （平成一二年一〇月五日運輸省告示第三三〇号）
この告示は、平成十二年十一月二日から施行する。

附 則 （平成一三年七月一二日国土交通省告示第一一九三号）
この告示は、平成十三年八月九日から施行する。ただし、百里進入管制区、成田進入管制区及び東京進入管制区の改正規定は、平成十三年九月六日から施行する。

附 則 （平成一三年一月一日国土交通省告示第一六一九号）
この告示は、平成十三年十一月二十九日から施行する。

附 則 （平成一四年二月二一日国土交通省告示第九五号）
この告示は、平成十四年四月十八日から施行する。

附 則 （平成一四年四月一日国土交通省告示第二八五号）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、百里進入管制区、成田進入管制区及び東京進入管制区の項の改正規定は、平成十四年四月十八日から施行する。

附 則 （平成一五年四月一七日国土交通省告示第四三五号）

この告示は、平成十五年五月十五日から施行する。

附 則 （平成一五年八月七日国土交通省告示第一一五五号）

この告示は、平成十五年十月二日から施行する。

附 則 （平成一五年九月四日国土交通省告示第一二六五号）

この告示は、平成十五年十月十日から施行する。

附 則 （平成一五年一〇月二日国土交通省告示第一三三九号）

この告示は、平成十五年十月三十日から施行する。

附 則 （平成一五年一〇月三〇日国土交通省告示第一四二五号）

この告示は、平成十五年十一月二十七日から施行する。

附 則 （平成一五年一二月二五日国土交通省告示第一六三二号）

この告示は、平成十六年一月二十二日から施行する。

改正文 （平成一六年四月一五日国土交通省告示第四七三号） 抄
平成十六年五月十三日から適用する。

改正文 （平成一六年四月一五日国土交通省告示第四七四号） 抄
平成十六年六月十日から適用する。

改正文 （平成一六年一二月二五日国土交通省告示第一四五六号） 抄
平成十七年一月二十日から適用する。

附 則 （平成一七年一二月二二日国土交通省告示第一四五二号）

この告示は、平成十八年二月十六日から施行する。

附 則 （平成一八年二月一六日国土交通省告示第二六五号）

この告示は、平成十八年三月十六日から施行する。

附 則 （平成一八年八月三一日国土交通省告示第一〇四九号）

この告示は、平成十八年十月二十六日から施行する。ただし、表千歳進入管制区及び表函館進入管制区の項の改正規定は、平成十八年九月二十八日から施行する。

附 則 （平成一八年一二月二一日国土交通省告示第一五一九号）

この告示は、平成十九年一月十八日から施行する。

附 則 （平成一九年五月一〇日国土交通省告示第五三四号）

この告示は、平成十九年六月七日から施行する。

附 則 （平成十九年八月三〇日国土交通省告示第一一五四号）

この告示は、平成十九年九月二十七日から施行する。

附 則 （平成十九年一〇月二五日国土交通省告示第一四四〇号）

この告示は、平成十九年十一月二十二日から施行する。

附 則 （平成二〇年二月一四日国土交通省告示第一四一号）

この告示は、平成二十年三月十三日から施行する。

附 則 （平成二〇年八月二八日国土交通省告示第一〇二五号）

この告示は、平成二十年九月二十五日から施行する。

附 則 （平成二〇年一〇月二三日国土交通省告示第一二七六号）

この告示は、平成二十年十一月二十日から施行する。

附 則 （平成二〇年一二月一八日国土交通省告示第一四八四号）

この告示は、平成二十一年一月十五日から施行する。

附 則 （平成二一年一二月一九日国土交通省告示第一二二一号）

この告示は、平成二十二年一月十四日から施行する。

附 則 （平成二二年三月三〇日国土交通省告示第二五八号）

この告示は、平成二十二年三月三十一日から施行する。

附 則 （平成二二年五月六日国土交通省告示第四八九号）

この告示は、平成二十二年五月二十九日から施行する。

附 則 （平成二二年九月二二日国土交通省告示第一〇五七号）

この告示は、平成二十二年十月二十一日から施行する。

附 則 （平成二三年二月一〇日国土交通省告示第一五〇号）

この告示は、平成二十三年三月十日から施行する。

附 則 （平成二三年五月二日国土交通省告示第四四六号）

この告示は、平成二十三年六月二日から施行する。

附 則 （平成二三年六月二日国土交通省告示第五八五号）

この告示は、平成二十三年六月三十日から施行する。

附 則 （平成二三年六月二日国土交通省告示第五八六号）

この告示は、平成二十三年七月一日から施行する。

附 則 （平成二三年六月三〇日国土交通省告示第七〇四号）

この告示は、平成二十三年七月二十八日から施行する。

附 則 （平成二三年八月二五日国土交通省告示第八五八号）
この告示は、平成二十三年十月二十日から施行する。

附 則 （平成二三年十一月一七日国土交通省告示第一一八九号）
この告示は、平成二十三年十二月十五日から施行する。

附 則 （平成二四年一月一二日国土交通省告示第三八号）
この告示は、平成二十四年二月九日から施行する。

附 則 （平成二四年五月二日国土交通省告示第五三一号）
この告示は、平成二十四年五月三十一日から施行する。

附 則 （平成二四年九月二〇日国土交通省告示第一〇三四号）
この告示は、平成二十四年十月十八日から施行する。

附 則 （平成二五年二月七日国土交通省告示第一一九号）
この告示は、平成二十五年三月七日から施行する。

附 則 （平成二五年六月二七日国土交通省告示第六五九号）
この告示は、平成二十五年七月二十五日から施行する。

附 則 （平成二五年十二月一二日国土交通省告示第一一九八号）
この告示は、平成二十六年二月六日から施行する。

附 則 （平成二六年一月九日国土交通省告示第一九号）
この告示は、平成二十六年二月六日から施行する。

附 則 （平成二六年五月二九日国土交通省告示第六二〇号）
この告示は、平成二十六年六月二十六日から施行する。

附 則 （平成二七年二月五日国土交通省告示第二一五号）
この告示は、平成二十七年三月五日から施行する。

附 則 （平成二八年二月四日国土交通省告示第二八六号）
この告示は、平成二十八年三月三十一日から施行する。

附 則 （平成二九年二月二日国土交通省告示第七二号）
この告示は、平成二十九年三月二日から施行する。

附 則 （平成二九年九月一四日国土交通省告示第八三二号）
この告示は、平成二十九年十月十二日から施行する。

附 則 （平成二九年十二月七日国土交通省告示第一一四二号）
この告示は、平成三十年一月四日から施行する。

附 則 （令和元年五月二三日国土交通省告示第五七号）

この告示は、令和元年七月十八日から施行する。

附 則 （令和元年八月一五日国土交通省告示第三六〇号）

この告示は、令和元年十月十日から施行する。

附 則 （令和二年一月三〇日国土交通省告示第四六号）

この告示は令和二年三月二十六日から施行する。

附 則 （令和二年一〇月八日国土交通省告示第一二六九号）

この告示は令和二年十一月五日から施行する。

附 則 （令和二年十一月五日国土交通省告示第一三五一号）

この告示は令和二年十二月三十一日から施行する。

附 則 （令和三年八月一二日国土交通省告示第一一三七号）

この告示は、令和三年十月七日から施行する。

附 則 （令和三年一〇月七日国土交通省告示第一三〇九号）

この告示は、令和三年十一月四日から施行する。

附 則 （令和四年一二月二日国土交通省告示第一〇九八号）

この告示は、令和四年十二月一日から施行する。ただし、第三条宇都宮進入管制区及び東京進入管制区の項並びに第四条第二表日光NDBの項の改正規定は令和五年一月二十六日から施行する。